
出席議員(20名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 広 沢 真 君 | 2番 | 有 賀 光 子 君 |
| 3番 | 水 戸 義 裕 君 | 4番 | 森 淑 子 君 |
| 5番 | 大 坂 三 男 君 | 7番 | 白 内 恵美子 君 |
| 8番 | 百 々 喜 明 君 | 9番 | 佐 藤 輝 雄 君 |
| 10番 | 我 妻 弘 国 君 | 11番 | 太 田 研 光 君 |
| 12番 | 小 丸 淳 君 | 13番 | 星 吉 郎 君 |
| 14番 | 水 戸 和 雄 君 | 15番 | 加 藤 克 明 君 |
| 17番 | 杉 本 五 郎 君 | 18番 | 加 茂 力 男 君 |
| 19番 | 大 沼 喜 昭 君 | 20番 | 大 沼 惇 義 君 |
| 21番 | 加 茂 紀代子 君 | 22番 | 伊 藤 一 男 君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

| | |
|--|-----------|
| 町 長 | 滝 口 茂 君 |
| 副 町 長 | 小 泉 清 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 平 間 春 雄 君 |
| 総 務 課 長 | 村 上 正 広 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 加 藤 嘉 昭 君 |
| ま ち づ く り 推 進 課 長 | 菅 野 敏 明 君 |
| 税 務 課 長 | 小 林 功 君 |
| 町 民 環 境 課 長 | 大 宮 正 博 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 平 間 洋 平 君 |
| 子 ども 家 庭 課 長 | 笠 松 洋 二 君 |
| 地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 佐 藤 松 雄 君 |

| | | |
|---------|-------|---|
| 都市建設課長 | 佐藤輝夫 | 君 |
| 上下水道課長 | 大久保政一 | 君 |
| 槻木事務所長 | 高橋礼子 | 君 |
| 危機管理監 | 吾妻良信 | 君 |
| 地域再生対策監 | 大場勝郎 | 君 |
| 公共工事管理監 | 松崎秀男 | 君 |
| 税収納対策監 | 加茂和弘 | 君 |
| 長寿社会対策監 | 水戸敏見 | 君 |

教育委員会部局

| | | |
|--------|------|---|
| 教 育 長 | 阿部次男 | 君 |
| 教育総務課長 | 小池洋一 | 君 |
| 生涯学習課長 | 丹野信夫 | 君 |

事務局職員出席者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 松 崎 守 |
| 主 幹 | 相 原 光 男 |

議 事 日 程 (第2号)

平成20年9月8日(月曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

我 妻 弘 国

太 田 研 光

杉 本 五 郎

広 沢 真

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において8番百々喜明君、9番佐藤輝雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望します。

○議長（伊藤一男君） それでは、10番我妻弘国君、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

○10番（我妻弘国君） おはようございます。10番我妻弘国です。

2点、質問させていただきます。

1点目、町長のローカル・マニフェストの検証と評価をしてみる。

6月28日に、相馬青年会議所主催による相馬市長のマニフェスト検証大会が開催されました。相馬青年会議所のメンバーが立谷相馬市長のマニフェストを聞き取り調査して検証・評価した結果を発表し、その後、元三重県知事で現早稲田大学院の北川教授が参加してパネルディスカッションを行うのを見聞してきました。

滝口町長も再選後2年が経過、任期半分の時点で、町長のマニフェストに掲げた事業を検証・評価したいと思います。

町長は、北海道恵庭市の中島興世市長が立候補したときのマニフェストを参考にされ、「まちを元気にする政策2006・柴田発」とするローカル・マニフェストを掲げて再選されました。

1年経過した時点で、23項目の事業のうち約4割を着手済みとし、自己採点は及第点の60点と自己判断しているとの記事が新聞掲載されました。約4割着手したことで60点と自己採点し、及第点としているのは甘過ぎると思いますが、2年経過しての自己採点は何点になっているのか、お伺いします。

2点目、住民基本台帳カードの役目は、身分を証明するだけなのか。

3月、役場窓口で住民基本台帳カードをつくりました。写真入りで1,000円の手数料を払いましたが、しばらく使うこともなくポケットに入ったままでした。印鑑証明を取る必要がありましたので、早速このカードを出して印鑑証明の請求をしました。しかし、窓口では、「このカードでは印鑑証明の発行はできません」の答え。再度、印鑑登録証を持参して交付の請求をしました。

住民基本台帳カードの説明書を読みますと、公的な身分証明書であることをうたっております。いろいろな場面での身分証明書としての使い方が書いてあります。有効期間が10年となっており、現状は身分証明書のみであります。政府は7月10日、2011年度から年金手帳や健康保険証、介護保険証を統合して、国民全員に交付する社会保障カードの導入を目指しており、住民基本台帳カードの活用についても検討されております。

町では、国の指示がないので、町としては指示が確定するまで動かない、動けないと考えているのでしょうか。向こう10年の活用構想をお伺いします。

また、現在のカード発行数はどれくらいなのかもお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員、大綱2点ございました。

まず1点目のローカル・マニフェストに関してでございます。

このローカル・マニフェストにつきましては、6月定例会で杉本議員のご質問でお答えいたしましたように、私のマニフェストは私の後援会が出したマニフェストでありますので、マニ

フェストにつきましてこれまで正式に町の広報や議会を通じて評価・報告を行ったことはありませんが、平成19年9月18日の河北新報には、インタビューを受けた中で、再選1年目を自己評価した記事が「公約着手は4割」との見出しで掲載されました。

改めてマニフェストに盛り込んだ事業23項目を点検してみますと、実施済みが7項目、一部実施が7項目、着手済みが4項目、着手未定が5項目となります。着手していない「誘導サイン整備」「経済活性化戦略会議の設置」「起業家講座の開設」「子供議会の開催」の4項目につきましては、任期中に何とか着手できるように取り組んでまいりますが、「町民公募債」につきましては困難であると考えております。総体的な評価であります、自分なりに自己評価しますと、点数をつけるのは大変おこがましいのでございますけれども、あえて点数をつけさせていただければ65点程度かと思っております。

マニフェストを書く首長は多いのですが、検証を行った例は少ないとのことで、最近相馬市長のマニフェストの検証大会のように、自己評価だけでなく第三者による検証を取り入れ、マニフェスト研究所が作成した表に基づき評価を行っている例が主流になってきたようでございます。

しかし、私の2期目の町長選に立候補した時点では、まだ法的には市町村長がマニフェストを発行することができませんでしたので、後援会で限定部数を発行した経緯があり、町民すべてに約束した形になっていないことは残念なところでございます。さらに、マニフェスト研究所が作成した表などに基づき評価を行うことを想定しておりませんでしたので、どちらかと言えば事業項目も23と少なく大まかになっており、評価や検証は総体的にならざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。

2点目でございます。住民基本台帳カードの件でございます。

住民基本台帳カードは、住民基本台帳法に基づき平成15年8月から希望する住民に対し、市町村で交付する高度なセキュリティ機能を備えたICカードであります。国の施策である電子自治体の構築へ向け導入されましたが、現在のところ利用の領域も少ないため普及も十分でなく、今後活用推進していくためには、利用内容について多目的化して機能を高めていくことが必要と考えられます。

主にこのカードは公的な身分証明書であり、住民票の交付を受ける際や転入や転出届などをする際の本人確認書類としての機能のほか、全国どこの市町村役場でも住民票の交付を受けることができ、また、行政機関へのインターネットによる電子申請等の際に用いる電子証明書を

格納するＩＣカードとしても利用されております。

さらに、カードに搭載されているＩＣチップ内の空き領域については、条例に基づき市町村独自の多目的利用をすることができ、各種証明書自動交付サービスや印鑑登録証との一体化としての利用、申請書自動作成システム、公共施設予約サービスなど、必要に応じたサービスを実施することが可能となりますが、費用対効果の面と設備導入などのコスト面を考え、現在町では実施しておりません。

議員のご承知のとおり、社会保障カードにつきましては、政府が23年度からの導入を目指し、年金手帳や健康保険証、介護保険証など複数制度の機能を併せ持つカードとしてその活用の検討がされております。そこで、この制度の導入に当たり、厚生労働省では費用対効果に優れた仕組みにする策として、住民基本台帳カードと一体化することを検討しており、今後、住民基本台帳カードの所管の総務省と協議検討に入ることになっている段階であります。

住民基本台帳カードの多目的利用の導入に当たっては、多額の初期投資を初め維持管理経費などが必要となることから、今後国の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

なお、過去3年間の発行件数は、17年度65件、18年度87件、19年度147件であり、7月末現在の総累計交付件数は463件となっております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） マニフェストを検証するというのはなかなか難しいようなのですが、町長は法的に認められないときに出されている。でも、その後援会で検証するというのはなかなか難しいと思うんです。町長の身内だけに甘い点数をつけるのではないかなと思ひまして、私、この相馬に行ったとき、これをやるのは、やはり議会でいいなと実は感じたんです。

まず、少しずつやっていきたいと思ひますけれども、このマニフェストという言葉の語源、これはイギリスのピール首相という方が最初につくったそうです。1834年。ですから、もう約100年近く前の言葉でございます。これをピール首相が現役の議員のときに選挙区に送ったと。次の年に保守党でそれを党の方針として採用した。そういうことから始まったそうです。この言葉の語源はイタリア語だそうです。何でイタリア語なのかと思ひておりますけれども、語源はイタリア語だそうです。日本では2003年ごろからというふうに、町長、ここに統一選挙に入れられたんですけれども、実際にこれが本当に認められたのは2005年というふうに公的に言われているところです。

最初のこの冊子についていろいろやっていきたいと思ひます。

「まちを元気にする政策」という、この絵本のような、なかなかいい絵が描いてあります。ここには表紙に描かれているのは、幼児から高齢者まで、また、障害者の方や児童や生徒なども描いてあります。表題の「まちを元気にする政策」ということで非常に親しみやすくつくられ、見やすくなっているんじゃないかと、こんなふうにはこの表紙を見たとき思いました。

次に、この1ページに「マニフェストってなあに」と書いてあります。このマニフェストの使命をここに書いてあるわけですがけれども、ここに町長は「政見公約」と書いております。ですから、町長になったらこういうことをやって、町のためにやりたいということを公約みたいなことをして書いているわけですがけれども、本当は財源がここに裏打ちされないと、マニフェストの一番の特徴である財源がここに書いていないんですね。これは初めてだったものですからだろうなど。そういう意味では、町長の対抗馬になる人、新しく町長になりたいという人のマニフェストをつくる時に、財源というのは本当にわからなくなると。最後に答弁をお願いしたいんですがけれども、まだいいですがけれども、最後に、新しい新人のために財源をどのように確保するのか、そういう情報というのはどういうふうにして出すのかなど。実は、私もそういうところを疑問に思っていました。

この「マニフェストってなあに」というふうに書いてありまして、私は、いいなと思って見ておりました。この本を読んだ人は、首長の新しい選挙ということで、これからはこういうことが主流になっていくだろうというふうに、皆さん思ったのではないかなと思います。町長には、1ページのまちを元気にする政策、それからマニフェスト、それからこの全体のこれについてどのような反響があったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） このマニフェストをつくる際に、今までは公約という形で、これは首長も議員さんも、自分が首長になったとき、議員になったときはこうしますという話をされて選挙に臨むわけですがけれども、それがやはりスローガンのような要素が大変強くて、今では住民参加のまちづくり等そういうふうに大体似ているような格好になって、具体的な戦略・戦術というものが示されない中で候補者が選挙で選ばれていたというのが実態でございました。

そのときに、やはりこれからは、そういうスローガンから一歩進めて具体的に、この4年間に与えられた責務をどう果たしていくかというときに、目標とその具体的な数量、そして、財源、具体的な方法、この4点セットでやはり町民により具体的に公約というものを示して、どちらが自分の意見に合うか選んでもらえるような状況をつくるということがこれか

らの政治に必要なだろうということで出させていただきました。

そのときに、どうしても文字の羅列になりがちなものですから、あのときには恵庭市の情報をたしか我妻議員にいただいたのではないかなと記憶しておりますけれども、それを参考にさせていただいて作りましたが、初めてでございましたので、おっしゃったようにマニフェストの最大の問題点であります財源が、示されていなかったということでございますので、これは本来の意味でのマニフェストにはまだまだほど遠くて、これを今度は改善してもっと成熟させていく必要があるだろうというふうに、今、反省をしているところでございます。

そうした中で、やはりこれからは首長選挙の場合は、新人の方々のお話がございましたけれども、新人の方も財源がわかるように、実は、柴田町は19年度と20年度で「よくわかるまちの仕事と予算」という冊子をつくって、将来の町につきましても隠し看板なく情報を提供しておりますので、そういう面では新人の方も将来の財政状況を踏まえて、その中で政策の優先順位というのは今度はつけられるのではないかなと。新人に不利にならないような、そういう自治体になっていくことが開かれた自治体、住民参加の自治体になるのではないかなというふうに思っております。

その意味で、まだまだ精度を高めなければならないマニフェストだというふうに反省をしております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） ありがとうございます。それは町長の考え方であって、一般の方、これを読んだ方の反響はどうだったのか、それをお伺いしたい。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 読んだ方は、こういうマニフェスト、こういう形式でマニフェストを出されたものを初めて見るものですから、これからはこういうのをどんどん出していただいて、自分たちが政策判断できるようにという、これは大変評判を呼んだと私自身はそう受けとめさせていただいております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） ありがとうございます。柴田町の選挙の歴史に新しい1ページをつくられたというふうに私は考えております。

2ページの「まちづくり宣言」、ここにあなたの顔と歩いて暮らせるコンパクトシティの創

造というふうなことを書いております。何回か議会で一般質問、それからいろんなところで町長はコンパクトシティというふうに語られていますけれども、町長の考えているコンパクトシティ、特に、ここにはクラスター型のコンパクトシティということを書いてあります。それに続けて、2市7町の合併構想についてここで述べられております。

この二つ、このまちづくり宣言の中で言われていますが、まず1点目はコンパクトシティ、2点目は2市7町の合併構想、町長の考えている広域の合併案ということについて、ここでは2点お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） コンパクトシティというのは、考え方と都市の将来像と二つ分けて考えなければならないというふうに常に思っております。

思想的には、これからは人口が減る時代、それが一つございます。それから、都市が膨張する時代、大きくなる時代はもう終わったと。逆に都市が縮小すると。要するに、既存の中にも大分住宅から人がいなくなって空き地が広がってきている。そういう土地をどういうふうに活用していくかということで、考え方としては人口が減って都市が大きくなならない、都市の中身を歩いていろんな用が足せるような、そういうまちづくりにしなければならないという一つの考え方がございます。

それから、都市像としても、やはり既存のストック、今ある一次的なものであれば商店街とかコミュニティセンター、病院とか役所、そういうものが地域の中から一つ欠けてもこれからは大変暮らしがしにくくなるということなので、私としては、最低限の都市像として第一的な施設は小さな町の中に、コンパクトな町の中にそろっていなければならないと、そういう時代にならざるを得ないというふうに考えております。

ただし、それは小さな町でございまして、広域的な機能、高次機能というんですか、例えば中核病院とか大学とか、それから文化施設、そういうものは小さな町では確保できませんので、やはり広域圏という考え方を持って対応しなければならないと。そのときに広域圏といたした場合に、効率的な広域圏というのは、宮城県では2市7町ということをやっておりますし、これからの病院問題、介護保険の問題、消防関係を見れば、やはり2市7町を一つのクラスターを形成する都市圏として考えていった方がいいというふうに考えましたので、道州制が、もし、導入されるとすれば、20万都市が基点となるという報告書も出ていますので、そういう面で行政区域は将来、行政区域ですよ、あくまでも20万という区域があっても

いいのではないかとということで、まちづくり宣言の中で述べさせていただいたということでございます。小さなコミュニティを出発点にして、コンパクトな都市、それをブドウの房のように塊があって、それを結んだという道路網、情報網で結ぶと。それが将来の広域圏の都市像であり、そのエリアを管理するのが新たな自治体の行政区域ということではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 今聞きましたそのコンパクトシティ、ちょろっと聞いたんですけども、ことしコンパクトシティづくりの事業を計画した。しかし、国の方から補助として受けられなかったということなんですけれども、その中身、計画した中身というものはどんなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 地域再生対策監。

○地域再生対策監（大場勝郎君） お答え申し上げます。

商工会と特に町が中心となって5月16日に、国の元気再生事業という事業がありまして、それで申請をしたわけなんですけれども、その内容について申し上げます。

大きくは二つの事業がありまして、桜市の形成ということで地域産業の活性化をねらった事業をやっていくと。これはコンパクトシティに関係するわけなんですけれども、船迫地区、船岡地区、槻木地区に分けまして、商業と農業を連携した中で地域再生を図っていきましよう。そういう中では、一つには桜というものをテーマにしていろいろ考えていきたいというようなことがありました。

もう一つには、桜座の形成ということで、産業コミュニティを持ってきましよう。これは今まで例えば商業、工業、農業というのがあるって、それが連携したことがなかなかないんですね。これの連携を図るためのコミュニティづくり、産業コミュニティづくりをやりたいというふうなところで、この二つの事業を柴田コンパクトシティ推進協議会というところでやっています。プロジェクト名は「まちと里の十字路『にぎわい桜市・桜座シティ』プロジェクト」という名前で申請したところでしたが、7月に結果が出まして採択はされなかったという状況でございました。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） いや、ぜひその事業が将来実を結ぶようになるようにひとつ努力していただきたいというふうに思います。

今までのマニフェストに載っているところではないんですね。マニフェストの意味とか、それから町長の基本的な考え方、そういうのがなっていて、今から入るところがマニフェストになります。

3ページですね。「子育て、子育ち」という分野で、子育て、子育ちを応援しますとなっております。そこには「船岡保育所のオープン」、それから「東船岡小学校や船岡生涯学習センターを利用して学童保育を実施します」となっております。それから、「移動児童館のサービス」、そのようなこともここに載っております。

実際に2年たって検証しますと、船岡保育所は、もうオープンして2年目を迎え、ますます、すごいなと見ているのは、スタッフも一生懸命やっておりますし、子供さんたちも行って見ますと、のびのびとやっていると。非常にいい方向に向かっているのではないかなと思います。

それから、学童保育ですね。各小学校区で学童保育をやって、今、順調に進んでいる。これがまた後二、三年したら児童数が多くなったとか少なくなったとか、それから、メニューがどうのこうのとあるんじゃないかなと思いますが、非常にいいところではないかなと。この二つについては、私は非常に評価しております。点数云々というとなかなか大変なんですけれども、ただ移動児童館、羽山児童館を移動児童館サービス事業として、パイロットとしてやっていると聞いていますが、これは、ほかにはどんなふうにしてやっていくのか。

それからもう一つは、西住児童館の今後の運営、これをどんなふうと考えていくのか、これをお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

まず、第一点目の移動児童館事業につきましてのことなんですけれども、今、議員さんの方からお話しいただきました29C区の皆様のご協力をいただいて、旧羽山児童館での事業、あと、子育て支援センターが主催しております、移動なかよし広場というものを開いております。これは平成10年度ぐらいからやっているもので、年間に19年度実績といたしましては16回ほど開催しまして、延べで445人の皆様のご参加をいただいていると。20年度におきましても17回を予定して開催していくということで考えておりますので、こちらの移動児童館につきましては、そういう事業で皆さんに対するサービスを提供してまいりたいというふうに考えております。

2点目の西住児童館の今後についてというご質問でございますが、こちらにつきましては財政再建プランの中にも皆さんにお示ししているように、平成22年3月末をもっての児童館としての閉鎖、それに伴いまして4月からの学童保育の西住小学校区における放課後児童クラブの実施ということで、今、計画を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 西住児童館は閉鎖した後に学童保育ということなんですけれども、それで住民の方が満足なのかどうか。それは西住地区の皆さんと話し合って進めていただきたいというふうに思います。

4ページの健康福祉、ここで「元気アップ体操でみんな元気」ということが書いてあります。この元気アップ体操事業、これは私が見ていますと、ダンベル体操が柴田町に始まって、今、町内に30チーム以上できていると。非常に見ていると皆さん喜んでやっていたらと。非常にますますふえていくのではないかなというふうに考えております。ただ、健康づくり町民運動の展開としまして、仙台大学を巻き込んだ運動プラス栄養学ですか、それと水中ウォーキングの取り組み、ノルディック・ウォーキングの取り組みがありますが、これは特別継続的にやっているわけではないようですね。継続性を考えていく必要があると思うんですけれども、ここら辺をどんなふうに考えているのかどうか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

まず、仙台大学との連携による町民の健康づくりというふうなことでございますが、このことにつきましては、本町は内閣総理大臣より地域再生計画ということで認定を受けております。この中身につきましては、まず、人材育成、それから体制づくり、町民の意識変革の三つの取り組みを通しまして、まず、自分の健康は自分で守る、地域の健康は地域で守る、を目標に実施してございますので、この考え方、思想につきましては継続的に取り組んでまいりたいと思っております。

この地域再生計画、現在まで大学さんからは3行政区に出向いていただきまして、健康講座、健康教室を開いていただいております。また、町にとりましても、19年度におきまして出前講座等々におきましては4団体138名、行政区的には10行政区で、総勢につきましては543名の参加をいただきまして、血圧についてのこと、あるいはメタボリック症候群についてというふうなことで出前講座も開催している内容でございます。

本年度におきましても4団体、行政区につきましては4地区におきまして、このようなことで健康教室、自分の健康は自分で守る、このような意識付けをきちんと理解していただくように今後とも積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そうですね。ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

次に、生きがいとしまして、地域デビューの日の設定がございます。これは仕事を終えた、定年を迎えた人が地域に新しい自分の居場所を見つけてデビューするというふうな考え方で、地域デビューの日の設定をされたんだと思いますが、昨年10月1日ですか、昭和22年から23年生まれの方が520人いて、参加した方が10人だったと。これは取り組み方の何か工夫が必要ではないかなと。せっかくここまでやったのだから。では、ことしは765人ですよ。何人ぐらいの参加を考えているのか。ひとつ何人参加を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 地域デビュー事業関係でお答えいたします。

昨年度10月27日実施したわけでございますけれども、これにつきましては、今、お話ありましたとおり10人の参加ということでございます。ということで非常に参加者が少なかったわけですが、継続ということで、できるだけ多くの方の参加を望んでおるわけですが、内容につきましては、やはり、まだ60過ぎても第二の人生ということで勤める方も多くございまして、なかなか参加が見込めなかったのが事実でございます。ということで、今年度につきましては、極力多くの方の参加を望んで応募していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そういう考えでしたら、今60歳で定年というのも、なかなか65まで働く人もいますよ。ということは、本当に仕事を終えて自分の居場所を探しに地域にデビューしたい、そういう考えの人を参加させたらもっと参加できるんじゃないかなとそんなふうに私も思いますので、再度ご検討ください。

男の自立セミナーの開催、非常に参加しやすい、いろんなことをやっております。健康づくりとか料理教室、私も参加しましたが、非常におもしろい教室だったなというふうに思っております。

6ページの地域振興。槻木地区の魅力アップ大作戦。ここに、槻木地区の歴史が書いてあります。神社仏閣、雨乞のイチョウなどがあり、農業体験型宿泊施設や農家レストランができればグリーン・ツーリズムの要素がそろうというふうになってはいますが、現実には、なかなかそんなふうにはなっていないと思うんです。それから、案内標識や名所旧跡の掲示板などのトレッキングのメッカにするためのそういう案内板、表示板、掲示板をやっていききたい。しかし、これを聞きましたら四、五年前につくったものだけで、町長になってからやっていないと。

白幡橋の架け替え促進、これは期成同盟会をつくっていただいて将来白幡橋の架け替えをみんなでやっていこうと。これはできたようなんですけども、これはなかなか難しいかなというふうに考えております。ただ、槻木の道路網の富沢11号線、ことし来年にかけてこれが完成しますと、入間田からの農道がすばらしい仙台行きのノンストップ高速道路になりますか、柴田町の高速道路になるんじゃないか。それから、バイパスから槻木に入っていく、それも、今ストップになっているところが開通になって、これも非常によくになるので、こちら辺はいいんですけども、案内標識、掲示板などはこれからどんなふうやっていくのか。それから、このグリーン・ツーリズムの要素がそろうというので、もう少しその先のことをどんなふう考えているのか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やっと槻木地区の道路網の整備が着実に進んできておりました。道路網をつくって終わりではなくて、その道路を使って人をいかに呼び込むか、魅力づくりをしていくということが必要になるというふうに思っております。徐々に地域の方々は地域でとれた農産物を道路沿いに出す産直という格好で出てきておりましたが、まだまだ芽が出たような段階で、それをもう少し全体として人を集めるための工夫ができていないのが実情でございます。ですので、柴田町の槻木地区の山伝いにはいろんな魅力、農産加工品、自然、景観等がございますので、やはり、地域の方々の意見を聞きながら、地域にどのような魅力を磨いていけばお客さんが来るのか、その辺を今後検討していかなければならないというふうに考えております。その際には、やはり、最低限での案内標識、名所旧跡、そういうものの看板は設置していかなければならないというふうに思っております。ただ、いろんな事情がありまして、まずは槻木地区の安全対策を今優先しているところでございますので、総合的な計画の中で看板というのも随時整備をしていかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そうですね。槻木地区の開発ということ、大変難しいかなと思います。

しかし、日本の経済の、今、東北が注目されているわけですけれども、関西の方はどんどんどんどん開発されて、関東の方も開発されて、残っているのは東北だということで、残っているところが、今、魅力的なのかなというふうに思います。槻木も今からじっくりと構えて、性急に開発を考える必要はないのではないかな。そんなふうに私も考えております。

7ページの地域経済。経済の発展を目指しますというふうに書いてあります。この中で非常に特別評価したいのは、企業立地優遇制度の創設。これは昨年きちんと優遇制度の創設をやって、もう、早速、対象になる企業が出てくるのではないかなというふうに思っております。これは、大体私たちの自治体の財政に見合ったような制度じゃないかなと、私は評価しております。

ただ、経済活性化戦略会議の設置、起業家講座の開設、これは町長が1期目のときにビジネス講座とかそんなことをやっていたように思いますけれども、これを書かれてから、後援会で書いてから、これはないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、先日、柴田町の企業の社長にお伺いしたところ、柴田郡の有効求人倍率は仙台や仙北と比べますと半分ぐらいだと言うんですね。やはり工場に来ていただいて、頑張ってもらえないかなというふうに考えております。それから、「いやあ、そういう工場というのはなかなか来てくれないんで、来てほしいな」と。その社長に何か方法はないですかねと聞いたんですよ。そうしたら、「柴田町にそんな大きな土地を開発したところありましたっけ」。「いや、来たらオーダーメイドでつくりたい」と言ったら、「そんなことを言ったのでは、大きい工場は来ませんよ」と。「もう、そんなことをやっていたら、2年も3年もかかってしまうんじゃないんですか。今は、あるところにポッと来て、すぐにやりたいんです。スピードが問題なんですよ」と、こう言われていましたので、まずひとつは、先ほどここに……。それは別としまして、経済活性化戦略会議の設置と起業家講座の開設、これについてどのような取り組みを今からしていくのか。残り2年で、どのようなことをやっていくのか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 地域活性化戦略ということで、柴田町は財政再建を優先して、やっとその財政再建がめどがついたとその自信を持って言えるのも、企業の誘致と既存企業の工場増

設ということでございます。おかげさまで8月に2社の地鎮祭に呼ばれました。大変ありがたいなというふうに思っておりますし、また、工場増設の建築確認、これは槻木の工場ですけども、建築確認を出しておりますので、土木の方に建築確認が早く下りるようという側面からの支援をさせていただいております。

そのときに、このコミュニティ・ビジネス、起業家講座の開設というところを1回やったんですが、なかなか勉強だけに終わって、それが事業化まで結びつくのはなかなか難しいというふうな状況が一度ございました。ですから、まずは事業を興そうと、そして、チャレンジしようという雰囲気づくりをしていかなければならないのかなというふうに思っております。そのときに、今、実はNPOを立ち上げてまして、この企業化に向けて努力をしていこうという経済団体、それから子育て支援のサークルもNPO法人化をとろうとしておりますので、当面その起業家講座もやりながらも、そういうNPO法人を伸ばしながら事業展開ができないものか、そういうことも考えていきたいなというふうに思っております。

それから、地域活性化戦略会議、これは10月に立ち上げたいと思ったんですが、諸般の事情で、11月には柴田町に在住している、今度は名誉じゃなくって、実践できる、もう、月に何回も集まってもらえるような方々をお願いして、柴田町の産業政策、地域活性化戦略、具体的に提案していただいて、集まった方々みずから動くような、そういう実践力のある経済活性化戦略会議というものを、11月をめどに立ち上げたいというふうに、今、準備を進めているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） ぜひ立ち上げて、次の産業育成に何とか頑張っていただきたいというふうに思います。

次、8ページの文化情報。既存の建物を利用して図書館サービスを開始。やはり大きい町、大きい市になりますと図書館の整備がどこでもきちんとしているんですね。我々、いろんなところを常任委員会で視察してきまして、本来のところの勉強はやるわけですけども、町の施設を見学させてもらうときに図書館を見てくるんです。そうすると、やはりきちんとなっているんですよ。一昨年、兵庫県の小野市といったところに行ったら、もうその図書館はホテル並みなんですね。市長は図書館をホテルのロビーのようにしたいと。花もきれいにあり、それから湿度計もきちんとして、部屋の湿度も管理されている。すごいなあと感じております。図書館がやはりその町のバロメーターなんですね。頑張ってやっていきたいと

思います。現在、つなぎの図書館オープンのために委員会をつくって一生懸命やっておられます。間もなく私は開館できるんじゃないだろうかというふうに思います。中身をひとついろいろ検討していただいて、皆さんが利用しやすいような図書館、つなぎの図書館でもいいんじゃないでしょうか。私は開館を心待ちにしております。

9ページの環境創造。「みんなの力で花の里づくり」。こういうところがあります。そこに、これも私はいいなと思ったのは、おもてなし大作戦。お花見を前に、住民との協働によるおもてなし清掃活動の輪をさらに広げますとあります。ことしも花見の前に白石川の清掃と館山の清掃、私も参加しておりますけれども、何だか年々ふえてきておりますね。非常にいい傾向にあるというふうに思います。館山は1区の婦人会の方、それから商工会の婦人部の方が実際に花見になりますと清掃を一生懸命やっていたいでいるわけですが、本当に住民の皆さんにいろいろご協力いただいて、清掃活動が活発になっているなというふうに思っており、これは私もいいことだと、大変いいなと思っております。

ただ、ここに花の里づくり事業がありますね。白石川の土地にスイセン1万本とシバザクラを、それから館山にレンギョウとハナモモ500本を植えますと。これは進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この分野はお金が余りかからないので町長の得意とする分野ではないかなというふうに思っております。ですけれども、今回、春にやっと、頂上を見ていただいたと思うんですが、6年かかって地権者から了解を得まして山頂をカットさせていただいて、大変好評だったというふうに思っております。また、緑化推進事業という事業がございまして、その緑化推進事業のお金をいただきまして、来年度に向けましてモミノキ周辺、鉄柵で景観を害しておりましたので、あの鉄柵をはずして、そして植木で安全対策をして景観をよくしようというような事業も展開、180万の事業だったと思うんですが、これ、今週中に多分入札にかかるというふうに思っております。

そういった意味で、やはり柴田町のアイデンティティーが何かと言ったら桜以外にはないんですね。それと館山と白石川、阿武隈川等がございまして、そのときにみんなで景観づくりに協力して汗を流すことが、やはり地域全体、町全体のまちづくりに自分も参加するというふうにつながっていくということなので、この花の里づくり事業というのは単に木を植えるだけではなくて、自分たちのふるさとを愛する機会をふやすという意味でも、私は大変重要

な事業ではないかなというふうに考えております。そういった意味で、白石川は自分たちのふるさとであり、そのふるさとを目指して内外からお客様が来れば、また交流が活発になって、自信を持って町民はまちづくりに協力してくれるのではないかなというふうに思っております。そういった意味で、この事業につきましては継続してやらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 館山のそのハナモモとかヤマザクラはいいんですけれども、本来、町の方に何とか記念に桜の木を植えたいと。ところが、植える場所がなくなってきていると。ことしは頂上の方の方にちょっと植えるところをつくっていただきましたね。私の甥っ子が生まれたので植えたいんだと、申し込んだら満杯で植えられなかったと。「来年はどうなっているんですかね」ということですから、おれもちょっと聞いていないんだと言ったんですけれども、まだ下の方にずっと借りられる場所があるのでしたら、また開発して、ひとつ桜の木を植えるような場所にしていきたいなというふうに思っているんですけれども、どんなものですかね。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

このおもてなし大作戦、花の里づくり等々におきましては、住民の皆さんから本当に実質的なご協力を得まして本当にありがたく感謝申し上げます。

あと、現在、桜の記念樹につきましては桜の会の方でやってもらっておりますので、そちらの方と実際に去年から今年度にかけて、菊大さんのあの辺をお借りしまして、現実的に植栽したという内容になってございます。あとは、北面のカットさせてもらいました雑木の方も、今年度から、写真コンテストに、だんなさんが入選したということで報告に参りまして、もっと切ってもいいよと、それは無償でという前提で了解も得ておりますので、そのように一步一步やはり皆さんの協力、ご参加のもとに、館山を開発なり花の里づくり事業に結びつけていきたいと考えておりますので、どうぞご協力よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 課長、今まで多くの課長がかかわって、その「切っていいよ」なんて言ってくれる地主さんはいなかった。あなた、すばらしいから、また続けて、ひとつ努力して花を植える場所を確保してください。

10ページのリサイクル。ごみ2割減量で防犯灯を設置とあります。ごみ減量作戦の展開ということで非常に意図するところはわかるんですけども、2割減量、2年以内に実現しますと。2年以内に減ってはきてはいるんですけども、2割の減量というのはなかなか難しいんですけども、町長、何を考えてこれは2割と、何か特別な手だてがあるのかな、方法があるのかなと考えていたんですけども、町長は大体どのぐらい本当に減量できると思っておりますか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これは有賀議員からもご指摘があったんですが、報告によりますと現在2%の削減しかになっていないというのが実情でございます。一生懸命このマイバック運動等実施しているんですが、やはり今のやり方では2%、3%が限度かなと。やはりごみの有料化というところまで持っていけないと、この2割達成というのは難しいのかなというふうに思っております。ただ、ごみ袋を高くしただけで減量するわけではありませんので、柴田町が環境行政に力を入れて住みよい環境をみんなで作ることがごみを減らすことであり、その方がやはり快適であり税金納付が高くなる。そういう考え方を住民一人一人が持つように、啓発活動をもっと強化していかなければならないというふうに考えております。その点で、10月5日には、このごみのもったいない運動の町民大会というものが、商工会開催とは別に、産業フェアというようなことをやりたいということでございますので、そういう意味では、環境に対する住民の目が少しずつ育ってきているのではないかなというふうに考えております。将来は、何せ、ごみの焼却場、クリーンセンターを140億、そのうち柴田町は大体36億だったと思うんですが、負担しなければならぬという現実が平成28年には待っているわけですから、待たなしでこのごみを減らして、柴田町の負担金を減らして、そして、その分を別の行政サービスに回すということをどんどん訴えさせていただきたいなというふうに考えております。柴田町が仙台市に続いてごみの有料化ということに対してことはアンケート調査を実施していただいて、住民の今の環境行政、ごみに対する意識というものを探らせていただければなど。そこからもう一度住民と意見を交換してごみの有料化、それが目的ではありません。ごみ減量というところに結びつけていきたいなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） どうもそのアンケート調査、大体どんな事業でもアンケート調査から入

りますね。それで、最後には有料化と。ちょっと危ないなど、少し私らも気をつけて今から町長の動きを見ておかなければいけないなどというふうに思います。

ごみ減量をして、防犯灯を100基つけるとなっています。18年度につくったのが15基、19年度に7基、ことしの予定が7基。本年度を入れて合計29基。100分の29ですから、点数で言えば29点、こういうふうになるわけです。でも、残り71基というのはあるんですけども、防犯灯の要望の残、どのぐらいになっていますか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それではお答えいたします。

地域からの、行政区からの今まで未整備だったという件数は32件というふうなことで、前に再建プランのときにお話し申し上げておりました。それを実施されて今年度末を見ますと18基分を処理できたということで、残は14基と。来年度といたしますか、20年度で18基分になっているということで、済みません、19年度末で18基整備をしたということで、残は14基をこれから整備させていただくというふうな、20年度で対応していくというふうな形になってございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そうすると20年度に14基やるということですね。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。

14基残というふうなことで、これを今年度中には処理をしたいということで進めさせていただきます。ただ、1点だけなんですけど、いろいろ行政区からの要望の中には電線がない位置に要望が出ている行政区もあるわけです。そういったところについては、新たに、当然、構築についてはいろんな電線を引っ張らなきゃいけないものですから、結構金額がかさむときがございますけれども、それらを含めて何とか20年度で完結したいというふうな考え方で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 大変町民にとってはうれしい情報だと思います。頑張ってください。

同じ項目の中に、マイバック運動の普及というのがあるんですね。実は私ら、7月6日と13日に町民懇談会をしました。そのときに西住のご婦人の方から、マイバック運動の普及に対

して非常に疑問の点が質問されました。というのは、町では、後で聞いたんですけれども、3回ぐらいの会議はやっていました。ですが、このご婦人の方は、マイバック運動の普及を去年は1カ月ちょっとやったんですね。だけれども、そんなものでこのマイバック運動の普及がなるわけがないと、こんなふうに声高に言われました。それで、このごみ減量とかマイバック運動の普及をやっているメンバーがおりますね。職員の方たちが大体決めてきて追認会議となっている。ではなくて、住民主導に変えていかなければいけないんじゃないかと。そうでないと、やはりマイバック運動の普及とかそういうのもできないんじゃないかなと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これは、確かに今までは、ごみの減量というのは役所が企画して興味のある方を募って、そして、運動を展開するという時代が長く続いてきたというふうに考えております。ですけれども、残念ながら職員も少なくなってきておりますし、逆に、ごみ問題が複雑、多様化してきておりますので、ごみ問題に関心のある方々の知識がふえてきて、やる気もふえてきております。ですから、こういう運動は議員がおっしゃったように、住民がやれるように役場が介添え役をするというようにやり方を変えていかなければいけないというふうに思っております。西住のその方から、私も直接的に意見を言われましたので、やはり一生懸命ボランティアでやっているものですから、その方々の意欲をそがないような、うまい介添え役としての力を職員もつけていかなければならないというふうに考えております。おっしゃるとおりでございますので、追認機関とならないように、もちろん介添え役ですから、ある時には提案ということもさせていただきますけれども、それは十分参加した方のご意見を踏まえた中での原案ということで考えていただいて、あくまでもこういう運動は一生懸命参加されている方がやりやすいような運動にして、町民全部に広げていきたいというふうに行政スタイルを変えなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 次は、公募債。町民のお金を子供たちのために生かす公募債。先ほど町長はどうも公募債はうまくないのかなというようなことで幕を張っていたように思うので、私はことしの予算で学校整備基金5,000万円、来年また5,000万円積めるかどうかこれはわかりませんが、これができたということで、大変に町民にとっては心強い基金ではないかなというふうに考えております。マニフェストには、学校や体育館施設整備のため2年以

内を目標に県との共同による公募債を発行しますとなっております。ぜひ実行していただきたいなと思います。町の人、どの人でもそうなんですけれども、お金のない人には金を貸したくないんですよ。町も借金だ、借金だと言って、あれは取れるのかなと、貸しても取れるのかなと。そんなふうに思うと、やはり心配だ。しかし、こういう基金があるという、今度、貸しても大丈夫かなというふうに考えるのではないのでしょうかね。

それで、私はこの公募債を使って体育館をぜひやっていただきたいというふうに思います。利息は柴田町の米でも何でもいいんじゃないでしょうか。農産物で利子のかわりに出すと。お金を出すというの、例えばこういう公募債で最大限に出せるのが1%以内ぐらいでしょう。国債もそうですよね。恐らく1%、100万円買って1万円の利息。それよりも、柴田町のおいしい米を利息がわりにいただいた方がいいのかなというふうに私は思います。米をもらうということは、お願いしてつくっていただくわけです。そうすると農業振興にもなるわけです。そういう意味では、公募債を、ちょっと私の考え方は短絡的な考え方ですけども、ひとついろいろ検討して公募債を発行できるようにしてやってみてはいかがでしょうか。お金があるからできるということなんです。お金がなければこういうのは、町民はどうも怪しい、倒されるのではないかと。自治体破綻ということはないと言われてはいますが、そんな方に私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 本当に公募債、利子が銀行より安く借りられるのであれば、町長は大いに公募債を売りたいなというふうに思いますが、残念ながら利子が安くて公募債を買ってくれる方が柴田町の町民に多くいらっしゃれば、それだけ柴田町の住民のレベルは高いなというふうに思うんですが、まだ、そこが心配でございます。もう一つは、やはり公募債を発行する際には、能力、金融に詳しい能力とそれからコストがかかるということで、多分発行する際は県の公募債に相乗りする形でいかざるを得ないのかなと思っております。県も大々的に、けやき債ですかね、発行してほかの自治体が追随したんですが、その後、何か立ち消えのような状態になってきております。それだけ銀行から借りることが楽になってきた。地方自治体は、今までは国のがんじがらめになっていたんですが、制度が変わりまして縁故債も簡単に18%を超えなければ、議会の議決を受けると簡単に借りられるということになってきたものですから、逆に公募債の関心が薄れてきたのかなというふうに考えております。ですけども、議員がおっしゃるように、1%の利子で子供たちの夢のある図書館をみ

んなでお金を出してつくりたいと、そういう自治体になれば、私は、ほかの自治体よりも一歩も二歩も進んだ柴田町になれるのではないかなど。考え方は大いに参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） いや、滝口 茂後援会の皆様に一度相談して、それからやっても十分間に合います。あの後援会に集まっている、私は行ったことはありませんけれども、何だか何百人もいらっしやると。これだけでお願いしたら十分やれるのではないかというふうに思いますが、ひとつご検討いただきたいと思います。

次、12ページですね。みんなが主役のまちづくり。ここに住民自治基本条例の制定、男女共同参画社会条例の制定、子供議会の開催、市民活動支援センターの設置と4点上げております。第1に住民自治基本条例の制定、これは、この間つくる会の皆さんから私たち素案をいただいております。町の方で検討したその後、我々にも説明会があるということで、私らも少しずつですけれども、勉強しております。

それから、その次の男女共同参画社会条例の制定がありますね。これは、女性の町の中の職員の課長さんかな、班長さんかな、例えば職員の中で昨年より女性の数が減っておりますね。昨年は確かに二十五、六%だったのが、ことしは23%かな、というふうになっていますけれども、町長、ここら辺はもう少し、柴田町の例えばこの議会、うちの方は結構いるんですよ。ところが、そっちはいないんですね。あんなにきれいな女の方、そして頭のいい方がたくさんいらっしやる。出してください、議会にも。たった一人。それはあれですけれども、もう少し叱咤激励して、出てこられるような、ひとつそういう人物をつくっていただきたいと思いますというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） おっしゃるとおりですね。ここには一人しかおりませんので、今後とも管理職というところに女性を充てていくというふうになるわけですが、やはり、そのときには男女関係なく、課長職として識見と議会に対応する能力というものを見させていただいた結果として、現在一人なので、もし、そういう方がいらっしやれば、男女関係なく課長職にふさわしい人物については、今後、管理職につけていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そうですね。おとし小野市に行ったとき、実は税務課に女の人を配置

している。たくさん配置しているんです。えっ、どういうことですかと聞いたら、滞納している方には、男と女の二人で滞納の請求に行くと。女の人に言われると大概の女の方は出さなそうなんです。奥さんたちは。男が言うとおさないんだそうです。はあ、そういうものかなと思って何回か予算委員会、決算委員会と言っているんですけども、そのようにやっているのかどうか。一つ参考にしていただきたいと思います。

男女共同参画社会条例の制定とありますけれども、何回か、これは私らも聞いているんですね。だけれども、条例の制定までは全然行っていないような気がするんですけども、これはどうなっているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 男女共同参画社会条例の制定ということで出ているわけですが、今の取り組みなんですけれども、先ほどございました住民自治基本条例の中でも、男女がともに支え合うというふうなことで基本理念の方に出てまいっております。それらの基本条例をまず仕上げさせていただいて、その後で当然取り組んでいくというふうな対応の仕方をさせていただいています。県内の制定状況を申し上げますと、県内の市町村では7市町村が男女共同、名前はいろいろございますけれども、推進条例というふうな形で制定されているというふうに考えてございました。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、残り二つですね。子供議会の開催。これは町長が1期目のときやっておられましたけれども、2期目になってまだやっておられません。これはどんなふうにされていくのか。

それから、次の市民活動支援センターの設置とあります。これは住民自治基本条例の制定がされたらできるのかなというふうに考えているんですけども、あわせてお願いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 子供議会につきましては、船岡小学校と船迫中学校がこの議場を議長さんの許可を得てやらせていただきました。ただ議場を見学するのではなくて、議長さんもいて我々執行部もいて、本物という形で、議員さんだけは子供たちというふうにやりました。大変反響が大きかったということが印象に残っております。それで、今年度、これは小学校なんです、教育長さんをお願いして1校を、ぜひこの議場をお借りして本物の執行体制の

中で子供たちには議員さんになってもらって子供議会を開催する予定で、今、準備を進めているところでございます。

それから、市民活動支援センター、これからまちづくりをするにはまちづくりにかかわる人々をやはり応援していかなければならない。それで、その活動をさらに活発化していくようなセンターが必要だろうというふうに考えております。これにつきましても、そのつくる会の方にその仕組みが盛り込まれておりますので、私どもとしてはその仕組みができるかどうか、今、私のサイドで検討させていただいて、できれば設置の方向で、この町長が提案する条例案には盛り込んでいきたいなというふうに思っております。そのときに、市民活動支援センターのあり方については議会の方からも十分ご意見をいただいて進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そろそろ最後になりますけれども、検証は大体そういうところでございます。今から評価をということでやっていきたいと。一時保育、延長保育、学童保育、移動児童館というところは私は70点ぐらいかなと思います。三つ合わせてではなくて、平均ですからね。それから、4ページの元気アップ体操事業、健康づくり、これは健康づくり町民の方にちょっとあれかなと思って、両方合わせてこれも60点ぐらいかなと。次の地域デビューの日の設定、男の自立、これは両方合わせて50点がいいとかなというふうに思っています。槻木地区の魅力アップ大作戦、これはもう50点以下ということで、その次、7ページの地域経済の発展を目指します。これもいいところ50点ぐらいでしょうか。それから、図書館サービス、これもできれば100点ということで、50点です。みんなの力で花の里づくり、これは70点を私は評価をします。それから、ごみ2割減量ですね。これは大体町長のこのマニフェストを見ると30点ぐらいです。公募債、これはもうお話になりませんで、0点。それから、住民自治基本条例の制定、これは私は大変難しいかなと思いますけれども、間もなく我々もこれにかかわるわけですがけれども、半分ぐらい、50点というふうに思います。

最後に、町長は三つの基本姿勢を言っております。クリーンで公平、公正。透明性の高い町政運営。二つ目、現場主義に徹し、住民との対話・協働による町政運営。3点目、経営感覚を取り入れた低コスト・成果主義の町政運営。ぜひこのように自分で言っているわけですから、ひとつ残り2年、マニフェストの完成を目指して頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） これをもって10番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

次に、11番太田研光君、直ちに質問席において質問をしてください。

〔11番 太田研光君 登壇〕

○11番（太田研光君） 11番太田研光です。

質問は1項です。終戦記念日に当たり「語り継ぐべきこと」は。

ことしも8月15日がやってきて、終戦後63年目に当たることとなります。中央では政府主催の全国戦没者追悼式が日本武道館で行われました。中央の式典では、天皇陛下のお言葉や総理大臣の式辞にもあるとおり、「第二次大戦の戦場や戦禍で亡くなった人たちの霊に敬意をあらわすとともに、悲惨な戦争の教訓を風化させることなく、過ぎし日の史実を未来に正しく引き継いでいくことこそ、多くの戦没者の思いにこたえる道である」と述べております。

振り返って、私は船岡城址公園での町の追悼式に10年以上も参加してきました。町主催の追悼式は2年前になくなりましたが、今でも遺族会主催で細々と続いているのが現状であります。ことし8月15日に平和塔の前に集まったのは10人ほどの人たちで、いずれも年老いた遺族の方々でありました。それぞれ菊の花や線香を持ち寄り、戦争で亡くなった人たちの霊に頭を下げておりました。

全国追悼式に合わせて1分間の黙祷をしましたが、黙祷の間、自分の家族や子供、両親のために尊い自分の命を捧げた人たちに、私たちは本当にこたえているのかと問いかけられているような気持ちがしてなりませんでした。

第二次世界大戦で、仙台の第2師団の部隊は中国の大陸から南方の島々を転戦、移動し、最後はガダルカナル島の守備に回ったと言われていますが、島では米軍の射撃と空襲により補給路が断たれ、あわせて食糧難や風土病のために次々と亡くなっていったと言われております。このように戦場で亡くなった兵士の方々が祖国や郷土の繁栄を願っていたことに、私たちがこたえているのだろうかと思うのです。

確かに経済的には自由主義経済を謳歌し、町には商品があふれ、欲しいものは金さえあれば何でも手に入れられる世の中になってきました。しかし、毎日のニュースの中では、家族内のトラブルからの尊属殺人や一般道路上での無差別殺人、ネットを利用した殺人や詐欺行為など、全く身に余る不祥事が続いております。余りにも個人主義に走りすぎたための弊害とも思うのです。

私たちは歴史に学ぶということから大きく離れているのではないかと思います。町や村で私

たちを育ててくれた郷土愛について、少しも学んでいないのではないかというふうに思っております。もちろんこのことを実践するには、家族や集落という小さなコミュニティから、町、学校などのそれぞれの役割の分担と働きが必要であります。郷土愛と同じように家族の愛情、きずなについて、私たちが知っている過去について正しく語り継ぐことが必要だと思います。伝えないということは残らないことなのです。この機会に、日本人が守り続けてきたよき伝統を思い起こし、語り継いでいただきたいと思います。

そこで、お伺いをいたします。

1) 町長は、終戦記念日に当たって町長として語り継ぐべきことは何だとお考えでしょうか。

2) 教育長は、郷土愛の教育についてどのようにお考えでしょうか。

以上であります。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。1点目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 町長の語り継ぐべきことということでございます。

さきの大戦では、300万余の方々が祖国を思い、いとしい家族を案じつつ戦場に散り、戦禍に倒れ、あるいは戦後遠い異境の地に亡くなりました。戦後、我が国は一貫して平和国家としての道を歩み、国民一人一人のたゆまぬ努力により平和と繁栄を享受してまいりました。

私たちは、きょうの平和と繁栄が戦争によってかけがえのない命を落とされた方々の尊い犠牲の上に築かれたものであることを、ひとときも忘れるものではありません。私たちがこれからも過去と謙虚に向き合い、悲惨な戦争の教訓を風化させることなく、過ぎし日の史実を未来に正しく引き継いでいくことこそ、多くの戦没者の思いにこたえる道であると思います。

戦後生まれの私が、終戦記念日に当たって町長として語り継ぐべきことですが、私は草の根民主主義が大切だということでございます。私は、草の根民主主義を根付かせない限り、再び同じ過ちが繰り返されるのではないかと懸念しております。その理由は、とかく日本人は権力者に対し盲目的になりがちな点が欠点とされているからでございます。

まず、一人一人が自分のことだけを考える自己中心的な個人から少しでも脱却して、他人のため、社会のために時間や情熱を費やすことができるようになる、私は、住民から市民に脱

皮できることが大切ではないかなというふうに考えております。

また、草の根からの討論を通じて、市民の意思が政治や行政に反映させる本物の民主主義を育てていかなければならないと思っております。常に住民の意思を鏡のように反映させることが民主主義の原点でございます。これからの社会においては、戦前、戦中と社会や市民をコントロールしてきた権力者、お上の力から解き放されまして、住民から成長した市民が主権者として、先人から受け継いできた町を守り育てるために、みずから知恵と気概を持って社会づくりに参加する自立した市民社会をつくっていくことが大変重要だと考えております。

町長といたしましては、この終戦記念日に当たるたびに、草の根民主主義を成熟させるため、政治や行政の透明性、説明責任、参加と公平に裏打ちされた柴田町をつくることを、終戦記念日に当たって常に心に刻み直しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 2点目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） それでは、2点目、教育長は郷土愛の教育についてどのように考えているかについてお答えを申し上げます。

平成18年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、そして目指すべき理念が明らかにされました。そして、その新しい教育理念を踏まえて、平成19年6月に学校教育法が改正され、義務教育の目標の一つとして、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養うことが規定されました。

各小・中学校では、改正学校教育法の趣旨・理念を踏まえた新学習指導要領に基づいて、ただいまご指摘をいただきました郷土を愛する態度の育成につきましても、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から教育課程に位置づけて実施を行う予定となっております。

具体的には、実は現行の教育課程でも既に実施をしておりますが、例えば小学校3・4年生の社会科において、教科指導の目標の一つに「地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする」ことが上げられ、古くから残る暮らしにかかわる道具や暮らしの様子、そして地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事、そして地域の発展に尽くした先人の事例などを学習することになっております。

また、道徳教育におきましては、学年に応じて「郷土の文化や生活に親しみ、愛着を持つ」

とか「郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心を持つ」「郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心を持つ」ことを内容として、郷土愛の心情や実践意欲・態度を養うことに努めております。

このように学校教育におきましては、地域の自然や生活・産業、そして郷土の歴史や文化・伝統などについて理解し考えながら学ぶとともに、郷土を愛する心を育てる教育にも取り組んでおります。

しかし、郷土を愛する心は学校で学んで身につけることも大切ですが、何よりも子供たち一人一人が地域の生活を通して地域のよさや郷土のよさを自然に感じ、町や郷土を大切にしようという気持ちをみずからはぐくんでいくことが大切なことと私は考えております。子供たちが夏祭りや子供みこしなど地域の行事に参加して、地域の一員としての自覚やきずなを強めることも、郷土を愛する心をはぐくむ上で大切なことと考えております。

学校と地域社会が子供たちを大切に守り育てようと努めることが、子供たちがこの町で育つことに喜びと誇りを感じ、郷土への愛情をはぐくむことになると思いますので、町内各地域での取り組みとご支援に感謝を申し上げながら、学校においても、なお一層、努力をしてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君。

○11番（太田研光君） 町長にひとつお願いがあります。特にその内容ではないんですけども、8月15日に全国戦没者追悼式、その日に町のサイレンを鳴らしてもらったらどうか。もちろんご検討する余地はあると思うんですけども、時報で聞いていますと、いつもの時報が鳴るといのは、いろいろ習慣からいってそうだと思うんですけども、8月15日の日に限って、もし、よろしければ、ぜひ追悼の意を含めて町内でサイレンを鳴らしていただくことはどうだろうか、こういうことをご検討をお願いしたいというふうに思います。

次は、教育長です。教育長につきましては、今いろいろと……。

○議長（伊藤一男君） 今のは町長からの答弁は要らないですか。

○11番（太田研光君） では、町長、お願いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 太田議員のサイレンを鳴らしてほしいという思いは伝わってまいりました。ただ、いろんな方がいらっしゃいますので、サイレンを鳴らしてほしいという声もう少し大きくなって、みんなに理解される形で鳴らすのが一番いいのではないかなというふう

に考えさせていただければなというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君。

○11番（太田研光君） それでは、教育長にご質問します。

いろいろな郷土愛とか伝統だとか文化だとか、そういうものを尊重して郷土愛を育てると言いますが、一体、過去の戦争に対して教育上はどういうふうにとらえているのか。要するに、戦争に対してやはり反省なりが子供らの心情に非常に大きく影響していると思うんですね。あるいは、教えていないといえば知らないということなんですけれども、そういうことについてどういうふうな教育をされておるのか。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） なかなか学校教育として、子供たちに教育として取り上げるには、非常に何と言いましょうか、難しい問題もございます。当然ながら発達段階ということもございまして、基本的には教科書等が史実に基づいて構成されておりますので、その史実についてきちんと学ぶということで、歴史学習等で社会科などを中心に学習をしておるところが実態でございます。

ただ、それぞれの先生方が授業を行う際には、当然ながら各先生方が資料を用意して、そして、授業を進めていくわけでございますので、副読本もあります。そういった中には非常に戦時中ご苦労された方、それから犠牲になった方々の記述等もたくさん資料がございますので、そういったものを使用しながら子供たちの心情化を図るということについても、結果として、子供たちの内面に届いているのではないかなというふうには思っております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君。

○11番（太田研光君） いや、今の問題なんですけれども、子供らの教育、子供らから言えば、日本は中国大陸だとかほかの国を侵略した非常に悪い国なんだと。あるいはファシズムの国だったんだと。したがって、日本は過去いいことは何もしてこなかったんだと。こういうふうなことがどうも歴史の中で語られているんじゃないか。しからば、そういう嫌な国を愛しなさいと言われる子供らが、果たして本当に愛していけるだろうか。私は、その点は非常に問題だと思うんですよ。要するに、教師の人たちの中に教えないというか教えるというか、それはいろいろあると思うんですけれども、日本は非常に大陸だとか戦争で悪いことしかしてないんだと、こういうふうに教えているという話を聞いたこともありますけれども、そ

うすると、そんな悪い国の日本を愛する、あるいは郷土愛、そういうものは生まれてこないのではないか。どうですか、皆さん、そういうふうに小学校6年生ぐらいで教育されたら。そんな国を我々が愛していけるか、と思うんですよ。だから、その辺のところから教育が始まる。学校教育の中で、やはり、それなりの歴史観、過去を振り返って見たときに、日本も悪いところもあったけれども、一生懸命日本の領土なり、あるいは国民なりを守って、そして戦場に散っていったというなら話がわかるんですよ。アジアの人たちを虐待し、あるいは残虐な行為だけをして戦場に散っていったというのは、何だろうかなというふうに、自分なりに情けないなと思うし、あるいは、みんなそのことはほおかむりして、経済的にだけよければいいんだと、こうならばまた別ですよ。だから、今言った子供たち以前に我々も反省をしなければいけないんじゃないか。その辺の歴史教育についてももう一度お願いします。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 学校で取り扱う場合には、小学校も中学校も当然ながら公教育でありますから、したがって教師の恣意的な考え、あるいは思想等によって偏った教育をするというのは、これは非常に問題でありますので、各小・中学校でそういった観点からの指導というのは行われていないというふうに信じております。当然ながら子供たちはそういった問題な指導があれば、ほとんど家庭に帰ると保護者の方にいろいろお話しするのが通例でございますので、そういったところから何らかの形で教育委員会にも声が届くというのが一般でございますので、そういった非常に偏った歴史観に基づく教育というのは町内の小・中学校では行われていないというふうには信じております。

ただ、自虐的とかよく歴史観について言われますけれども、いろいろそういった学者の論争というものも非常に賛否両論があって、史実そのものが本当に史実なのかというその辺の不安も非常にございます。したがって、やはり国の基準としての学習指導要領があり、そして、国の文科省の検定を受けた教科書があると。これをまず基本にして各学校では歴史を指導しているというふうなことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君。

○11番（太田研光君） その次は道徳教育ということが今度取り上げられたといえますか、当然盛り込まれると思うんですけども、なかなか言葉だけから言うと非常に簡単なようですけども、どういうふうに道徳教育を取り入れていかれるのか、その辺についてお願いします。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 当然ながら道徳につきましても、教育課程の一領域として年間指導計画に位置づけて各学年で指導しております。内容としましては、ちょっとご紹介させていただきますが、例えば小学校の低学年ですと家庭愛から始まるんですね。そして、愛校心と。中学年に入りますと、愛校心から郷土愛、そして愛国心。高学年になりますと、郷土愛、愛国心、そして国際理解と、このように広がりを持たせて、子供たちの発達段階、心の発達に即して指導しているということでございます。中学校になりますと、小学校と同じようにやはり家族愛から始まりまして、愛校心、郷土愛、愛国心、世界の平和と人類愛というふうなところで指導をしているところであります。

道徳の場合にはいろんな読み物資料等を使用したり、あるいは文科省で発行している「心のノート」というのが全員に配布されているんですが、今、手元に持ってきましたのでその「心のノート」の中からちょっと拾ってご紹介申し上げたいと思います。例えば家族愛ですと、子供たちに家族っていいなと思うのはどんなときとか、そんな問いかけから始まっています。それから、いつかはあなたも新たな家庭をつくるんだと。そんなことを考えさせたり、家族へのメッセージを書かせたり、そういうこともやっていますし、それから愛校心ということでは、当然ながら学校の校風でありますとか、それから、この学校をもっとすてきにしたい、どうすればいいとか、学校のために自分は何ができるんだろうかと、そんな話し合いもしています。郷土愛については、先ほど来、出ておりますので省略をさせていただきますが、それから愛国心につきましては、例えば、あなたの好きな日本の伝統音楽や伝統芸能はどんなものですかという問いかけ。それから、語り継がれ受け継がれてきた日本の心、こんなことをテーマにして、最後は、私は日本のよさをこう考えている。私がすばらしいと思う伝統文化、そんな切り口から学習するということになっております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 太田研光君。

○11番（太田研光君） それでは、まとめなんですけれども、先ほど教育長が言われましたように、私は、やはり、先生方の歴史観というものが非常にしっかりと愛国心、我が国を愛するというようなことに根差していないと、自虐的に非常に悪い国だとか、あるいは中国大陸で虐殺だけをしてきたとか、そういうふうなことを基本的に教えるのではなくて、歴史の事実として検証された内容を教えていくと。そして、日本の立場として第二次大戦の経緯という

ものをもとに、やはり私ども先輩が守ってきた郷土の伝統というものをしっかりと若い人たちに守っていただいて受け継いでもらおうと、こういうことをお願いしたい。

それから、道徳については、なかなか口では簡単なんですけれども、先ほど言われましたように、町とかあるいは学校とか家族とか、いろんな段階でそれぞれ違いはあると思いますけれども、やはり子供たちの影響する小・中学校の教育、そしてPTAの方々、そういうことを通じて日本が本当に我々が愛する国なんだということを教えていただいて、そして、義務教育が終わってさらに上級のレベルに働いていただくと、こういうふうをお願いしたいと思うんです。これは要望で結構です。以上で終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて11番太田研光君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時45分 休 憩

〔午前11時45分 18番加茂力男君 退場〕

午後 1時00分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番杉本五郎君、直ちに質問席において質問をしてください。

〔17番 杉本五郎君 登壇〕

○17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎です。

一問、お尋ねをしたいと思います。地方自治の本旨からズレていないか条例素案。

1) 過日、柴田町住民自治基本条例をつくる会から、条例素案ができましたので、読んで欲しいと報告書が送られてきました。私は早速読ませていただきました。そして、この非の打ち所のないすばらしい作品に接し、ただただ驚き、心からの賞賛を送りたいと思いました。

町の数え切れないほどの条例でさえ、その多くは国・県からのひな形を参考につくられると思い込んでいた私には、驚天動地の心地でした。まさに柴田町の頭脳集団ここにありと誇示するに足る作品だと感じ、同時に、こうした方々にはぜひ議会に参画され、本物の条例をつくり、あるいは議会の活性化について私どもを指導され、ひいては町の発展に力を尽くしてほしいものだと心底感じ入りました。

特に無報酬で、しかも夜間お疲れのところ、さぞや大変なご苦勞があったものと心からねぎらいを申し上げたいと思います。そして、この報告文でも触れられ、さらに町長みずからもこれまで話をされているように、このたびの作業は条例をつくること自体よりも、むしろ条例をつくる過程を楽しむことだったようで、その意味では十分すぎるくらいその目的は果たされたものと推察されますが、いかがでしょうか。

2) ただ、この報告書は単なる学習サークルの成果表ではなく、この素案の前文でも言っているように、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の制定を目指すものであり、町長もこの素案をもとにした条例案を12月議会に提案すべく、これは言葉は悪いんだけど、虎視たんたんとしているということを聞くにつけ、議会に席を置く者として決して見過ごすことのできない考えが全編を貫いているように思われますが、いかがでしょうか。

3) 私はこれまでも何度か住民自治について質問をし、その都度町長から巧みに核心をはぐらかされてきました。そして、昨年12月議会でも、広報しばたの「フットワーク」で町長が語っていた、「代表制民主主義では住民の意識の変化に対応できなくなったので、直接、住民に決めさせたい」として、つくる会を発足させ、つくる会も町長のこうした考えを陰に陽に受けとめたのか、「住民に選ばれた議会による自治運営は一部の人たちの話し合いに過ぎず、住民の声を代表していないのでまちづくりは任せられない」とまでは言っていないんですが、そういうように聞こえる話をしております。そして、今回の素案をつぶさに拝見すればするほど、その考えが全編にみなぎっており、大げさに言えばこれは革命ではないかとさえ思いましたが、いかがでしょうか。

4) 私は、住民自治とは、住民の意思に基づいたまちづくりをするため、憲法や地方自治法などで規定されているように、住民が選挙によって住民の代表たる議員を選出し、その議員で議会を構成し、この議会は住民の代表として住民の意向をくみながら、その地域における総合的、計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めたり、これに即して行政が運営をされているかどうかを監視するものと認識しておりました。

ところが、素案では、町の将来像は町と住民、この住民がなかなかわかりづらいです。どういう意味で、ここのところで住民というふうに言っているのかわかりませんが、町と住民がつくるものであり、議会の議決を得る基本構想は、これに沿うものでなければならぬとし、行政運営の監視も議会に任せられないと思ったのかどうかわかりませんが、住民による推進委員会をつくって監視するとし、さらに住民投票については、重要な案件については町

長の発議と住民の請求によって実施するもので、議会は黙って結果だけを尊重すればいいというふうには受け取れます。まさに議会の審議権を侵し、形骸化をねらい、ひいては議会の不要論に火をつけようとしているのかとさえ思いますが、いかがでしょうか。

5) 私は、これまでの議会が、住民の代表として住民の意思の吸収あるいは住民参加の方策が不十分であった、こういうおしかりならば甘んじてお受けしますが、だからといって一気に議会不要論とするような論理には到底承服できるものではありません。

そして、地方議会の制度や役割については、今、地方分権改革推進委員会で地方への飛躍的な権限移譲を目指し、自治行政権のみならず自治立法権、自治財政権をも具備した地方政府の実現を図ることとして、こうした地方政府にふさわしい地方議会の制度や役割はどうあるべきか、今、鋭意検討中であり、私たち柴田町議会としてもこうした動きに沿い、あるいはこうした動きに先んじて議会改革に取り組んでいるという意気込みだけは、ぜひ理解をいただきたいと、こういうことを申し添えながら、町長のご所見を承りたい。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） それでは、お答え申し上げます。

5点ございました。質問の中でちょっと重複する質問等もあったように思いますので、回答も若干重複することもあるかもしれませんので、ご了承いただきたいというふうに思います。

まず、第1点目でございますが、その前にちょっとこの背景をもう一度確認させていただきたいなというふうに思っております。

地方自治の本旨とは、地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという「住民自治」と、地方の運営は国から独立した対等な自治権を持つ地方政府により行われるべきという「団体自治」が並列にあるという概念だと言われますが、私は、地方自治の本旨というのは、そこに住む住民がまちをつくっていくという基本的な権利を持っていて、その人たちが、こうやりたいという努力が基本となってつくり上げていくものだと思っております。地方分権が進み、地域のことはみずから考え、みずから決めることが求められる時代が到来し、住民の合意と理解を得た中で行政運営を進めるためには、多くの住民を巻き込み、住民との合意形成を図りながら一緒にまちづくりを考えていくことが必要と考えます。

今回提出いただきました条例素案は、つくる会の方々が地域に出向いて説明し、意見をいた

だき交流する機会をつくりながら、住民ならではの知恵を出し合って、できるだけ多くの方々の意見をいただきながら作成いただきました。今後は、提出された素案をもとに法令審査等を行い、町長の責任のもとに条例原案として議会に上程したいと思っております。

これが、総論部分でございます。

それでは、一つ一つお答えいたします。

まず第1点目でございます。条例をつくる過程を楽しむことだったということでございますが、それについてです。

つくる会の皆さんは、柴田町を住民の参加と協働によって少しでも住みよい町をつくり、子供や孫に誇れる町を引き継ぎたいという熱い思いのもとに条例づくりに参加されました。今回の条例の素案づくりに当たっては、安易に他の先進自治体の条例を参照することなく、現場において柴田町の魅力発見から始めました。なれない行政用語一つ一つから勉強を始め、多くの皆さんの意見をしんしゃくしながらまとめたものでございます。議論の過程においては、それぞれのまちづくりへの思いが強く調整に多くの時間を要し、大変だったことも伺いました。また、具体的な協働のまちづくりを担保するためのまちづくり提案制度や推進センターや基金などの新たな仕組みづくりにも大変ご苦労されたと伺っております。メンバーの皆さんは、まちづくりへの思いと責任感で一生懸命取り組まれたものであり、条例をつくる過程を楽しむだけだったというふうには思っておりません。手がけた以上は、その努力の成果を条例として実を結ぶことを期待するのは、私は当然ではないかなというふうに思っております。

今後は提出された素案をもとに、先ほど申しました法令審査を行い、町長の責任のもとに条例原案を作成し、まず、議会の皆さんに説明し、ご意見を賜るとともに、住民にも説明会を開かせていただき意見を伺い、修正を加えた上で議会に上程したいと思っております。

2点目でございます。議会に席を置く者として見過ごすことのできない考え、この考えがどの部分を指すのか、ちょっとまだわかりませんが、今回の条例素案に流れている基本的な考え方は、地方自治の本旨である団体自治と住民自治の機能をさらに強化し、住民参加と協働によるまちづくりを全面的に展開しようとするもので、住民も積極的にまちづくりに参加し、実践活動を積み上げていけるようにするものでございます。この素案には、主権者である住民と、その信託を受けた我々首長や議会との役割を改めて認識し合いながら、分権社会における地方自治をより進化させるために、住民を基点とした自治体とするためのルール

や、地域コミュニティが元気になるよう新たな方策や制度設計が盛り込まれております。これまでの住民自治の考え方をさらに広げたものとなっておりますので、議会議員である杉本議員には違和感を持たれたのだらうと推測いたしますが、今回の住民自治の実践を促す仕組みづくりは、私は間接民主主義を否定するものではなく、逆に間接民主主義を活性化させるものと考えております。

3点目です。この条例は革命ではないかと。これまでも杉本議員と住民自治については何度か議論させていただきましたが、住民の意思に基づいたまちづくりとは、住民の声が行政運営に反映されるということであり、議員の考え方と何ら変わらないものと考えております。

私が平成16年12月号の広報しばたの「フットワーク」において書いておりますが、これまでと変わらない代表制民主主義では、住民の意識に対応できないどころか、逆にそのずれは拡大し、住民の意思を直接政治に反映させたいとする住民投票のうねりにつながっているという趣旨の内容を掲載させていただきました。これは地方分権が進展し本物になれば、その先には自分たちの地域は自分たちで考え、そして決定していくという自立した市民社会の姿を前提として述べたもので、決して代表制民主主義を否定しているということではございません。

今回提出された条例素案は、革命と杉本議員はおっしゃっておりますが、革命とは言わないまでも、これまでの条例の構成や表現の仕方においては既存の概念を変える内容となっております。つくる会の皆さんが住民自治のあるべき姿を模索し、積み上げた成果であり、まちづくりに対する熱意や思いが感じ取れる素案となっております。その内容は全編にわたって住民の声を大切にすることが基本とされており、住民参加による自治体運営をさらに強化する素案でありますので、決して代表制民主主義や議会制民主主義を否定するものではないと考えております。

条例は、最終的には議会の審議を通じて議決をいただくものでございますので、条例原案を立案する際には議会の皆様に十分説明を申し上げ、条例原案をつくっていきたいと考えております。

4点目、町の将来像は町と住民がつくるもので、議会は黙って結果だけを尊重すればよいというふうになっているということ、これも誤解があると思います。

地方自治体は、先ほど申し上げましたが、団体自治と住民自治の二つの要素によって成り立つものでございますが、地方自治の基本は住民自治であり、住民自治を実践するために団体

自治があるとされております。住民自治は、現在、間接民主主義を基本に、リコール、監査請求、条例制定・改廃、住民投票といった直接民主主義が補完する形で運営されております。しかし、地方分権改革や住民活動の盛り上がりから、住民参加と協働による自治体運営は今や標準となっており、これまでの審議会や事業実施の際の参加にとどまらず、長期総合計画策定への住民の参画へと拡大してきております。さらに、ニューパブリックマネジメント制度の導入による行政評価システムの導入、最近では、地方自治法の改正によって、住民の手による自治体の統制力の効率化や拡大を図るための外部監査や住民投票制度の創設がなされてきております。

この条例素案が目指すところは、住民の参加と協働による実践的なまちづくりや地域コミュニティの活性化でありますので、決して議会の審議権を侵し形骸化を図るといった議会不要論という考え方は読み取れないのではないかと考えております。

5点目でございます。議会の行政改革についての私の意見ではないかなというふうに思っております。

平成12年地方分権一括法が施行され、国の機関委任事務が廃止されたことに伴い、地方議会の権限は拡大し、その責任は今まで以上に大きくなってきていると言われております。柴田町議会でも、昨年より議会報告会の開催や議員定数・報酬に関する公聴会の開催など、住民に開かれた議会を目指し、さまざまな改革に取り組まれていることはまことに先駆的であり、私は高く評価されていいと考えております。分権時代こそ地方議会の出番であります。議会は住民の窓口と言われており、住民との対話や説明責任を果たすことで住民の信頼を勝ち取る歩みこそが、私は議会改革の一步ではないかと考えております。今後、さらに議会の第一の使命は討論の広場になることであるので、議員の皆さん同士の討論ばかりでなく、首長、職員、さらに住民が発言できる参加の場をぜひ設けていただくことが、さらなる議会改革と言えるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 町長、余り町長と私と意見がそう変わらない。腹の中ではそうなんだけれども、口に出してしゃべってしまうと、お互い、やはり、かなり違っているのかなという気がするんですね。私は、今までも町長に対して、町長の心の中に議会に対する不信感みたいなものがあるのではないのかと、そういうことを議会の方で私自身が受け取っているものだから、そういうことで、本当に話をしてみれば一致する部分があるんだけど、何か

腹の中でお互い許し合えないものがあるのかなという気がするんです。やはり、そのところを取り払って議論をしていかないと、これは議論にならないなという感じがするんですよね。

私は、ここにも冒頭で書いてあるんですが、さっき町長も話をされましたように、このつくる会の人たちの熱意、それから労力等、自分の時間を犠牲にされてつくられた、そして、そのまちづくりに対する思い、これは、私はそのとおりに受けとめて感謝を申し上げている。ここに書いてあるとおりになんです。

ただ、だからといって、議会の方の審議権とかそういうものが、私自身あれを読んでその審議権が侵される、あるいは、議会不要論につながっていくんじゃないかと、これは全部住民がやるんだから、議会がやることはないんじゃないかというふうに受け取れるわけですよね。そういうことからして、私は議会不要論につながっているのがこの素案の精神になっていると、こういう話を申し上げているんです。

私はこれまで町長とこの住民自治基本条例について何回か話し合いをして、きょうも話し合いをして、そしてそのたびに、そんなに考え違いがないな、違いがないと言いながら、やはりストンと来ないものがある。そういうことになってきますと、私はいつまでも、例えば町長はさっき、団体自治とか住民自治とかと言われました。確かに住民自治というのは今までも住民自治をやっているんですね。やっけてきているんですよ、住民自治。これは住民自治というのは、あくまでもやはり住民の意向を呈して議会が町政に反映させていくというのが住民自治ですから、町長が言うとおりにですよ。このところも考えは同じなんですよ。同じなんです、最後の方にいくと同じでなくなるという不思議な話し合いがずっと続いているんですが、そこで町長、例えば町長に見過ごすことのできない点はどういうことなのかとさっき話がありました。これは後で話はしますけれども、ただ、やはり大事なものは、私は住民自治は今までもやっけてきたけれども、ただ不十分だったと。これから十分なものにしていかなければならないということで最後の方で話をしているわけですよ。

だとすると、今ここでやはり町長のこういうところが違うんじゃないか、町長は杉本のこういう点が違うんじゃないかとお互いにやり合うよりも、やはり今大事なものは、つくる会がせつかくこういう作品をつくったんだとすれば、つくる会の人たちが自分たちの思いが通じるような町政運営をしてほしいと、ここが本音じゃないかと思うんですよね。決して条例をつくるということが、いつも町長が言っているように条例をつくるのが目的ではなくて、私

どもの思いが町政運営に反映できるようなシステムをつくってほしいということが本音じゃないかと、こんなふうに思うんですが、ちょっとその辺を、町長どう思うか、お尋ねをしたいと思うんです。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まさにその条例案文づくりではありませんので、条例案文つくったところをベースに、これからの柴田町をよりよくしていこうということで、そういう行政の仕組みを最終的にはつくっていかねばならない。

その段階として、やはり首長というのは変わるものですから、そのときに、最低限議会と町民と我々がここは条例として基本線ですよというふうにして規定して、それに基づいて、今後、そこからいいまちづくりをしていくということでなければならぬというふうに思っております。

ですから、最終的にはいい町をつくるための、その思いが入るためのシステムづくりをしなきゃいけない。それは杉本議員のおっしゃるとおりではないかなというふうに思っております。そこに、やはり、できればきちんと条例で残していった方がいいという私は考え方、そこはちょっと……。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 町民の思いを町政運営にどう反映していくかということが大事なことでは、町長と私と同じなんです。そこで町長は条例だと、こういうふうな話になっていくわけですね。私は、まず、すぐに条例というふうに結びつけるのではなくて、今大事なのは、やはり議会と町長の間で住民の声をどういうふうにしたら漏れなく、漏れなくするというわけにはいかないけれども、最大限反映したまちづくりをしていけるのかということの話し合いを、まずしていく必要があるのではないかなと思うんです。

私は、議会はまだまだ変わっていかなくてはならないと思っております。この間の議会の初日にも私は申し上げましたが、例えば、傍聴取締規則なんていうのは明治時代の遺物のようなものがまだ生きているわけですよ。名前は少し変えたり、時々変えてはおりますが、そういうような古い仕組み、しきたりというのがあるわけですから、そういうものもこれからは脱ぎ捨てて新しいものに変えていく。そういう意味では、やはり議会がこれから一生懸命自己改革をしていかなくてはならないなと。そういう点では、私は、まだまだ住民の声を聞くようなシステムになっていないということを率直に申し上げながら、議会もこれからいろ

いろと変えていかなくてはならない。

例えば、さっき町長は、議員同士の議論という話がありましたが、例えばこの議場なんかもそうですよね。議員同士の議論にはなっていないんです。例えば、この間も3町合併で、3町合併反対の人たちはだれと議論するかというと、議論する相手がいないから町長に質問しているわけでしょう。町長と大体、本当にかゆいところを靴の上からかいているような、思いうような質問もできないというようなこともあるわけですね。そういう意味では、これからはやはり議員同士の議論もしていかななくてはならない。その議員同士、例えばその3町合併のような問題については議員同士で議論をして、議員同士で議論をしながら、今度は場合によっては住民の人たちに参考人として議論をしてもらう。こんなふうにシステムを変えていかなくてはならないんです。だから、私は、今、大事なものは、町長に条例づくりを急ぐのではなくて、お互いに今腹を割って住民の意見をどう取り上げられるかの議論をしていく必要があるのではないかと。

町長は、条例の原本ができたならば議会にお諮りをしますと、今、話をされました。私はそうではなくて、今こういう住民からまちづくりについての非常に熱い思いのこもった文書が出されました。この文書について素直に率直に議会の中でも議論をしてもらえませんかという提案を町長の方から議長にできないかどうか、それをちょっとお尋ねをしたいと思うんです。もし、やりましょうという、私はこれ以上質問する必要もなくなるんです。だけれども、町長がそうでなくて、あくまでも条例にこだわるということになってくると、私は時間いっぱい質問しなくてはならないかなと思いますので、町長。議会にこの問題について、住民のつくる会からこういう素案がありましたから、これをちょっと何もとらわれないで自由に議会の中で検討してもらえませんかということを、議長に言ってもいいんじゃないかと思うんです。その辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） だんだん3回ぐらい議論をしていくと、同じところと若干違うところが見えてきたように思います。まさに議会と執行部はこれまでも住民の声を聞く仕組みでやってきましたし、柴田町議会は、ほかの議会と違いまして一歩も二歩も進んだ改革をやられている、これは認識は同じだというふうに思っております。そのときに、私はこのつくる会から出されました素案を、本来は議会にそのまま検討してくださいと言ってしまうと、これまでの過去の杉本議員とのやりとりでは、私が責任を持って議会にお出ししますというふうに

言っておりますので、9月いっぱいかけまして、一応町長がつくる会をそのまま受けるわけではありませので、行政は行政なりの考えを盛り込んだ形で原案をつくりましたら、議会の方に、こういうのをつくったんですけれども検討してくださいと、そういうふうにして、全く町長の条例が正しいからすべてということではなくて、議会サイドも検討していただいて、そして、お互いによりよく住民の声を聞く仕組みをつくって、一緒にやれる方法を提案していただく、そうであれば、私も早めに議長さんをお願いして議会に検討を依頼していきたいなど、そういう考えでおるところでございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 議長をお願いするのは、条例案が町長ができてからでいいんですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） つくる会の素案は、やはり、つくる会の素案でございますので、それを受けまして町長が、原案の原案ですね、第1回目の原案と言った方がいいでしょうか。それができましたら、町長の責任で議長さんを通じて議会に、そこからいろいろ議論をしていただくということでございます。議会から、もし、いろんな提案がありましたら、それを全部盛り込んで、また意見交換をしながら盛り込んで、最終的にはお互いに理解できる範囲内で正式な原案にさせていただければなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 私、今こういう話をしているのは、初めに条例ありきというような、私は前から言っているんだけど、そういうふうに私は受け取ってしまうんです。私は初めに条例があるのではなくて、初めにまちづくりがなくてはならないという観点から、まず、こういうような町民の熱い思いが文書になって出てきましたから、条例にこだわらないで、とにかくこの熱い思いを議会としても検討してほしいと、こういうことで提案してほしいということを言っているんです。

私は例えば住民自治というこの名前は、柴田町住民自治……住民自治によるまちづくり基本条例とこういう名前になっているんだけど、「住民自治による」、これはごく当たり前のことなんですね。現在、住民自治はやっているわけだから。そうすると、これをつけることによって、いかにも住民の声を直接聞くような基本条例というぐあいになってしまうんですね。私は、まちづくり条例ならまちづくり条例でいいのではないかと、こういうふうに思うんです。

例えば、この中で本当に住民自治に関する部分を読むと、これは、今、よその議会なんかでもやっております議会基本条例の部分に入るものが多いんですよ。だから、私はむしろ逆に、住民自治によるまちづくり基本条例なんていうと、こんがらがって、かえってわかりづらくなっているんですね。例えば、議会の中でいろいろ議論をしながら、さっき私が話したように、これからの議会は変えていかなければならない。議員同士の議論をしなくてはならない。あるいは参考人を必要に応じて議会に呼んで話を聞くというような方法にしていかななくてはならない。というようなことは、これはもしも、議会基本条例をつくるかつくらないかは議会で相談しなければならぬ問題だけれども、そういうものも含めて議会はこれから改革をしていくわけですよ。そして、改革をした結果、これは議会基本条例ということで残しましょうということであれば、それは残っていくだろうしね。それをここに入れておくと、こんがらがってわかりづらい。何でおれたちが自分たちで改革していこうという矢先に、おれたちの意向と反するようなこともあるわけです。

例えば住民投票の問題、これなんかは私は、この問題一つだけでも町長と40分話し合うだけではらちのあかない問題なんです。私は、前の3町合併のときに住民投票については町長に随分話をしました。あのときも随分話をしたけれども、それでもらちのあかないわけだから、この問題だけでも大変なことになるんです。

ですから、まちづくりを本当に町民の人たちがこんな町をつくりたい、あるいは、町民の声が議会や行政に反映できるようなシステムをつくりたいということであれば、それを今度は、議会でどういうふうにして町民の声を吸い上げていくかということは、議会に検討させてほしいということを私は言っているんですよ。そういう意味では、私は、町長がこの素案に基づいて条例案をつくって議会に検討してくださいということではなくて、町民のこの熱い思いがありますから、議会でここのところを自由にまず検討してみてくださいか。そうすると議会では、まちづくりはどういうふうにして町民の声を聞いていくかとか、議会改革はどうするかとか、そこで議論をしていくわけだから、そういうようなことができないかどうかということで、もう一遍お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 休憩を。

○17番（杉本五郎君） そうだね。おれからも申し上げます。こいつはここで突然言っても、町長はうんと言えないかもしれないから、じっくり考える時間を与えてください。どうぞ。

○議長（伊藤一男君） これより休憩いたします。

1時40分に再開します。

午後1時34分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、杉本議員から、条例づくりを条件としないで、つくる会から出た素案を議会サイドで検討してもらおうということにつきまして、議長を通じて議会の方をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） そうすると、私の質問はここで終わっていいんですが、あと議長の方をお願いをしたいのは、町長からそういう要望があった場合には、議会の中で議会改革も含めて議論をするということをお約束いただければ、私はここで質問を終わりたいと思うんですが。

○議長（伊藤一男君） これにて、杉本五郎君の……。

○17番（杉本五郎君） いえ、議長。今町長の要請を受けて……。

○議長（伊藤一男君） 今、ここで答える立場がないものですから、後日。

○17番（杉本五郎君） 議長の取り計らいを信用して終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて杉本五郎君の一般質問を終結いたします。

これより休憩いたします。

午後2時から再開いたします。

午後1時44分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

○議長（伊藤一男君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番 広沢 真君、直ちに質問席において質問してください。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

○1番（広沢 真君） 1番広沢 真です。大項2問お伺いします。

一つ目、災害対策について。

先日の岩手・宮城内陸地震は、私たちの生活に地震災害が及ぼす脅威を改めて認識させるとともに、災害対策、復興対策に多くの課題を残していることを明らかにしました。

そのような中で、先日、仙南・名取亙理地区社会福祉協議会による災害ボランティアセンター相互支援協定が結ばれたことは画期的なことだと思います。想定される宮城県沖地震は広域での大きな被害が予測されるだけに、災害ボランティアの受け入れも広域での対応が必要になると予想され、今後の円滑な運営を希望するところであります。

さらに、災害は地震災害だけではなく、水害などその他の災害も地球温暖化によって頻発し続けているのが現状であります。

私たちの目の前にある災害への備えは、まだまだ大きな課題を残しています。例えば、岩沼市の北長谷で起こった仙南・仙塩広域水道の水道管の破損事故は、経年変化による地盤沈下が原因のようではありますが、生活に必要不可欠なライフラインに弱点があることを露呈しました。日常から災害への備えと点検が、重要度、緊急度ともに増していると感じます。

地域防災計画の見直しも進められていると思いますが、柴田町で起こりうる災害についての被害の予測と対策をどのように考えるのかをお聞きします。

1) 予想される宮城県沖地震で、柴田町の家屋、建物、人的被害をどのように考えているか。

2) 水道などライフラインの被害規模についてどのように予想しているか。

3) 地震と水害が同時に発生した場合はどのように被害予測をするか。

大項二つ目、**3町合併と合併協議会の運営について。**

今回設置される合併協議会では、合併の是非も議論されますが、町長は協議会の中でどのような運営を考えているのかをお聞きします。

1) 合併の是非を言うなら、実際の合併自治体の事例を協議会として徹底的に検証すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2) 協議案件を決定するときに、前回の3町合併の議論のときの法定協議会で取り入れられていた4分の3の同意という条件が今回も非常に重要であると感じていますが、これについてどうお考えでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢 真議員、大項2点ございました。

まず1点目、災害対策でございます。予想される宮城県沖地震での被害をどのように考えているかということでございます。

予想される宮城県沖地震の被害想定は、宮城県第三次被害想定で県内市町村の被害予測が出ておりますが、平成19年度に柴田町で策定した地震マップの資料として、宮城県第三次被害想定データをもとに、新たに柴田町の被害を予測しております。

その予測では、家屋の被害は全壊が16棟、半壊が168棟と予測されております。人的被害につきましては、発生時間が夕方の場合には死者0名、負傷者21名、短期避難者394名と予測されております。

なお、昭和53年に起きた宮城県沖地震のマグニチュードは7.4で、本町での被害は家屋の半壊39棟、一部損壊152棟、水道被害が45カ所、道路19カ所ございました。

2点目、ライフラインの被害規模についてであります。町独自の予想は行っておりませんが、県が実施している地震被害想定調査では、県内市町村ごとに被害の想定を行っております。

柴田町のライフラインにつきましては、まず水道であります。全給水戸数の23%に当たる約3,500戸に断水などの影響を受け、管路の136カ所に被害が生じると予測しております。水道の基幹施設となっている船迫と山田沢の配水池につきましては、震度7に耐える構造基準でつくられております。

次に、配水管であります。主要幹線につきましては耐震性に優れるダクタイル鋳鉄管を使用しておりますが、昭和57年以前に埋設した配水管本管や各家庭への給水管に使用されている塩ビ管において、経年劣化等の理由から亀裂や切断などの破損被害が生じると予測されます。町では、これらの復旧に対する費用を概算で6,800万と見込んでおります。

次に、下水道ですが、同じく「被害想定調査」では、柴田町では38カ所の被害が生じると予測されております。これまでの地震における下水道の被害においては、多くの事例がマンホール部と接続管の継ぎ手部に見受けられます。これらを考慮しますと、町での復旧予想額は7,600万円程度と見込んでおります。

これらの対応策ですが、水道については老朽管の布設替え工事等の際、口径に応じた可とう

性のある材料や耐震性のある継ぎ手の採用など、耐震化に向けた施工を実施しております。
下水道においては、阪神淡路や新潟中越地震によって施工方法が見直され、現在の工事に生かされております。しかしながら、見直しが行われたのが平成12年度からであるため、それ以前に布設された下水道管も多くあり、震災時の早急な対応が必要と考えております。

次に、被害時の対応ですが、柴田町上下水道組合や柴田町建設工事協議会に依頼しての初動体制の確保と、このたびの岩手・宮城内陸地震でも早急な対応を行った日本水道協会宮城県支部による「災害時相互応援計画」に基づく応急支援体制を図るなど、一日も早い復旧体制の確保に努めていきたいと考えております。

3点目でございます。地震と水害が同時に発生した場合。

これにつきましては被害の予測は出ておりませんが、台風や梅雨前線・秋雨前線等による大雨中に地震が発生した場合や、地震発生後に大雨が降った場合などには、二次的な被害として地盤の緩みから起こる崖崩れなどの土砂災害の被害が多く発生すると予測されておりますので、土砂災害警戒情報等の伝達が重要であると考えており、減災に向けた連絡体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

大項2点目、合併関係でございます。

1点目、合併自治体の事例を協議会として徹底的に検証すべきと。前回でもこの3町合併は行われたわけですから、3町合併後の、先進自治体の合併後の住民サービスの状況等を徹底的に検証するのは、これは当然なことでございます。国や県も合併市町村の検証を行っておりますので、議員がおっしゃるように協議会での合併自治体の検証や、合併した自治体の住民の満足度調査等を行い、協議会で協定項目の協議を行う際に活用することや、住民に公平・公正な情報が提供できるように主張してまいります。

2点目、4分の3の同意関係ですが、議員おっしゃるとおりに、前回の協議会では議事の進行に当たり、会議の運営申し合わせ事項として、「議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席議員の4分の3以上の賛同をもって議事を進めるものとする」とされておりました。今後、正副会長等で協議し、協議会に提案することになりますが、全会一致をもって進めることを原則とすることを主張してまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 済みません。最初の被害予測のところで、全半壊の家屋の見込みで半壊

の部分の数字が聞き取れなかったので、もう一度教えていただきたいんですが。

○町長（滝口 茂君） 半壊168棟。全壊が16棟。

○1番（広沢 真君） はい、168棟ですね。済みません。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 私自身も何度か災害対策の問題についてお伺いしたことがあります。ただ、それらの中で聞いたことで、まだ解決されていないと思うこともあります。今回は特に、実際に地震があつて、そして、その後命を確保した後に、復興対策についてかかわる部分を少し突っ込んでお聞きしたいなというふうに思っているところであります。

今お聞きしたところによると、災害の被害予測は全壊が16棟、半壊が168棟ということですので、当然地震があつた後の災害救済関連の法律である災害救助法や、それから被災者生活再建支援法などの適用を念頭に置けるというふうに私は考えますが、その点について念頭に置いているかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） それではお答えします。

災害が起きて全壊なり半壊等が起きまして、実際に自宅で居住ができないということになれば、その全壊等の棟数によりまして災害救助法が適用になるということになります。柴田町においては、滅失世帯数が60世帯以上の場合には災害救助法が適用になるという形になっております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 滅失世帯が60世帯というのは柴田町単独の集計の場合で、宮城県内の滅失した世帯が1,500世帯以上あれば、柴田町30世帯で災害救助法が適用になるんじゃないかと思うんですが、その辺は間違いないですか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 宮城県内の滅失世帯が2,000世帯以上であつて、当該市町村の滅失世帯数が別表1の基準ですから2分の1、30世帯以上があれば災害救助法が適用になるということになります。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） わかりました。私の認識がちょっと間違っていたみたいです。

当然、そういう部分であると思います。その災害救助法が適用されると、当然その次の段階

の被災者生活再建支援法も適用になるというふうに思います。特に、私も災害問題で17年度、18年度と年1回ぐらいは質問してきたんですが、その間に、災害のあった後に個人住宅などの個人資産に対しての補償というのが国の制度で一気に進んだんですね。その意味で、今回、岩手・宮城内陸地震の中でも、特に法適用の部分での自治体の動きというのは非常に重要になりました。その過程の中で、実際に栗原でどういうことが起こったのかということ調べてきたんですが、特に重要になるのは、被災した自治体が被害をどのように掌握するかという問題と、実際に被害を受けた世帯、家屋に対して罹災証明などを速やかに発行するという実務が非常に問われたということがあります。

これは前回の議会で、これは合併に関連しての問題なんですが、合併の弊害で栗原でこの被害の掌握に問題があったということ述べたんですけども、さらに調べてみますと、栗原では特に苦労したのは山村部の遠隔地の被害状況の把握について、例えば一番被害が多かった花山地区などでは、この花山地区を管轄する支所である花山支所の職員数が大幅に減らされ、そして、また、財政的な権限もないことから、いちいち本庁舎に確認をとるといような事態も生まれて非常に苦労したということが、新聞「赤旗」の取材で現地の職員の声として伝えられています。

特にひどかったのは花山地区で、今回の場合、例えば先ほど言った災害救助法や被災者生活再建支援法などの適用を受けて支援を受ける場合も罹災証明をもらうことが必要なんです。この罹災証明をもらうに当たって花山の人実際に花山支所に行くと、例えば、築館の本庁舎に行ってくださいというふうに言われたりするそうなんです。要するに、その場で対応できない案件である場合には、本庁舎に行かないと相談乗れないよという事態がありました。そういう部分が、今回非常に苦労したというふうに栗原の職員の方の声として伝わってきています。そして、住民の方からは、非常に不便だったということがあって、これもまた新聞報道で出ていた首長さんが非常に円滑に進んだというふうな発言をしておられましたが、その部分では、実際の現場と少しかけ離れた見解を述べられていたのかなということもありました。

その意味で、柴田でもこのような災害が起こった場合にこの被害の掌握、そして、速やかな罹災の証明なんかの発行の事務手続というのが非常に重要になるというふうに思うんです。その意味で、地震の被害があった後の被害の掌握についてどのように進めるか、今の現時点で考えていることをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） ただいまのお話ですけれども、栗原市で被害の状況を把握するのに時間がかかったということでございます。その話は聞いております。その大きな原因が通信手段に被害があったということで、その山間部の部落の方に行くのに道路が遮断されて行けない。その情報の手段とする無線等の状況がよくなかったということで、被害の把握に時間をとったということは聞いております。

柴田町の場合、その被害調査につきましては一次被害、二次被害ということで分けております。一次被害については担当する担当課がそれぞれ被害を調査いたしまして、その被害の状況によりまして二次調査。その二次調査は必要に応じて人員の配置、行動場所等を決めて被害の調査に当たるということにしております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 特に個人の居住家屋についての被害掌握の問題で、私、以前に新潟中越地震の現地に行ったときに、建築の方なんかのお手伝いをいただいて、全壊・半壊の判定を被災した直後から始めて、その家に果たして住み続けられるのかという部分の判断を急いでほしいということが住民の要求からも出されておまして、取り組みがそれ以降も各地震の被災地で進んできているというふうに思うんですが、その部分の計画というか考え方は今どのように考えておられますか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 家屋の倒壊等の住めるか住めないか、その判断でございます。これにつきましてはある程度の資格を持った方でないとできません。町では都市建設課の技師ということになりますが、ボランティアの活用が大事だろうと思います。宮城県の方の建築士会とか、そういったところからボランティアが来ましたら、専門ボランティアということでそれぞれの担当課の方に行っていただきまして、町の職員と一緒に行動していただいて家屋の被害の調査に当たる、そういった形にしております。住居でなくても、それぞれ専門のボランティアがおります。保健師さんとかそういった方につきましても、専門のボランティアはそれぞれの担当課の方に行っていただきまして、総務課の方で取りまとめて、そちらの方が担当課と一緒に被害調査なり被災者のケアに当たるという形で計画しております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 現状の災害救助法にしる、生活再建支援法にしる、住宅の全半壊の判定

というのが適用されるかどうか非常に大きな一つの基準になっていて、全壊と半壊で適用される支援の内容というのは天と地ほどの大きな差があるというふうに思うんです。その意味で、やはり通常時からの人材の確保というのが必要だというふうに思われるんです。というのは、やはり、今、予想される宮城県沖地震というのは非常に広域での被害が予想されるわけで、県から来る人材というふうに言われましても、各地に散らばるとなれば、相当数の確保には苦慮するのではないかなと。ですから、町自前で、例えば町内の建築業者、建築士の資格を持っておられる方や大工さんや一定の住宅家屋に対する知識を持った方を常日ごろから組織をして、お互いに勉強会なんかもしながらやっていくということが重要ではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） そのとおりと考えております。町にもそういった資格を持っている方がございます。町では柴田町建設工事協議会、そちらの方と災害時の応援協定を結んでおりますので、そういった点もできるものがあれば協力をいただくという形でお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） その問題で、今、全国の建築さんなんかで、全半壊の判定の中で大規模半壊、半壊という段階もあるんですが、半壊の家でも取り壊さないと建て直しできないという判断をする建築士さんなんかと、あるいは直して住み続けられるという考え方を、今、広めようとしている団体もあるというふうに聞いています。その意味で、それぞれの建築士さん、あるいは大工さんなんかの知識の違いや何かで判定に差が出る場合というのものもあるんですね。場合によっては、例えば新潟中越地震でもそれが争議のもとになって、隣のうちが全壊になって、うちと同じような被害なのに、なぜうちが大規模半壊にとどまっているのかというような不服申請で争議にまでなるような事例もあります。ですから、その意味で共通の認識を持つという点での勉強会を持つということも必要ではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今の被害の状況で本町の場合も、先ほど県の方で発表されました第三次被害調査報告の中にも一定の基準が示してございます。これらについては、先ほどお話があったように、技術を持っている町の職員、それとか工事会社プラス大きな組織で

きている建築士会の方でも緊急時における診断をするというふうな形で組織ができあがっております。万が一の場合については、その士会を通じながら現地に入って、第一次想定、第二次想定ということで被害の状況を調査するというようになっております。

まず、全壊の定義ということになりますと、当然つぶれたやつは全壊ですね。そのほかに、一つの目安といいますか、基準なんですけど、外壁や柱の傾斜が20分の1以上あった家屋については全壊とみなすと。そのほか、ある程度傾いているんですけど20分の1以内で、部分的に亀裂が入っているんですけど、生活ができるような家屋については半壊と。ですから、一番忙しく調査する状況のものについては、まず、外観調査が第一番目に実施すべき調査というふうにとらえています。その後、第二次調査段階で内部、住めるか住めないかの状況も踏まえてなんですけど、調査をしていかないと、先ほどお話があったように、新潟地震の際の、外部はある程度傾斜は認められないんだけど、内部に入ったら柱が倒れていたとかそういうことも考えられますので、早急に第二次調査も必要だろうというふうには思っております。

組織的には宮城県全域プラス全国組織で建築士会がございますので、応援体制の方もございますから、それに対する要請も行っていかなければならないというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） わかりました。実際に災害が起こったときに円滑に進められるように、日ごろからの準備をお願いいたしたいと思います。

それでは、次にライフラインの問題に移ります。

今回、私がこの問題を取り上げたのは、実は町民の方からひとつ不安の声が寄せられました。その方は、今、民間の水道配管会社に勤めておられるんですけど、たまたま前回の北長谷の水道管の破損事故の際に、その会社が亙理町と災害支援協定を結んでいる会社で実際に給水の支援に行って、柴田町はどうなんだろうという不安を感じたということで、私のところにわざわざ声を寄せていただいたんですけど、北長谷の事故を見ると、仙南・仙塩広域水道が1カ所破損したことによって、名取と亙理と山元まで非常に広域な部分で影響が出たということをお記憶しています。ただその中で特別だったのは、現地の岩沼がほとんど被害を受けなかったと、実際に市民の生活に支障が起きなかったということがありまして、その辺の部分も検証してみますと、やはり岩沼市の水源が、8割が阿武隈川の水源で2割を仙南・仙塩広域水道から取っていたという、複数の水源から取っていたという事態から、軽微な被害にと

どまったということが言えると思うんです。

そういう被害を目の当たりにした町民からの声で、実際に例えば柴田町の上流で仙南・仙塩広域水道の水道管が破損するというような事態に陥ったときに、対策を打てるのかということが寄せられたわけです。水道管の単独の事故だけではなく、予想されるのは、今、お話ししたような地震災害のときにも当然予想されます。そしてまた、柴田町の仙南・仙塩広域水道の配管については、スクモと思われる、いわゆる泥炭層の軟弱地盤のところを通して地域があるというふうにも聞いております。その意味で、先ほどの被害予測というのは、私は少し軽いんじゃないかなというふうに思うんですが、本当にそれでいいのでしょうか。もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） まず、仙広水の関係ですけれども、まさしく南長谷で漏水事故がありました。それで名取、それから山元、亘理、給水応援をしたわけですけれども、柴田町の場合は西住、大河原でそういう漏水事故があれば、その下流ですので、流域団体ですので、まさしく被害は受けるという状況になります。

それから、岩沼の被災がゼロだったということなんですけれども、これにつきましては、当然、仙広水が2割、それから阿武隈の南長谷に取水場がありますので、それが8割ということで。実は岩沼さんは、ことし仙広水に全量受水ということで検討していたんだそうです。5月にそういうことがあったということで、今後ちょっと検討をしなければいけないという岩沼市さんの考えでありました。

それから、当然、地震とかいろいろあるわけですけれども、当然、地震関係は水道にとどまらず、下水道もレベル1、レベル2ということでそれなりの設計基準で設計をしております。問題は、先ほど広沢議員さんの方から冒頭で、要は、災害が起きたときにどのような対応を考えているのかというのが当然一番大切かと思うんですけれども、上下水道の場合、通常のボランティアさんから応援をというのと、例えば、後片づけとか清掃だったらまだ何とかなるんですけれども、やはり上下水道になりますと、本当に技術を持っている方でないとなかなか現場にも対応できないだろうと、まず、ひとつ思っております。そういう意味では、日本水道協会の宮城県支部が最終的には現場での復旧対応、それから後ろでコントロールする、コーディネートをする、やはり役目をきちんと二つ持っていないと、一緒になってしまうだろうと思います。そういう意味では、当然災害が起きたときにはやはり指揮命令

系統の確立をきちんと一番最初はすべきだろうと思っております。

それから、いろんな団体から応援に、当然、宮城県支部を通じて要請するかと思うんですけども、その場合にはやはり丸投げではなくて、丸抱え応援をもらうのが一番だろうと思っております。というのは、当然、公共団体の自治体の方々がまず着いてくる。そして、その自治体と一緒に水道をやっていた方も一緒に来てもらう。そして、機械もやはり一式積んで丸抱えで応援に来てもらうということをしてもらわないと、人だけ来ても機械が足りない、機器が足りないということになっては、なかなかそういう意味では復旧がうまくいかないだろうと思ひまして、本当に丸抱え応援でという体制を敷きたいなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） おっしゃるとおりだと思うんですけども、その方から寄せられた不安の一つは、広域で被害が予測されるといった場合に、お互いに支援協定を結んだところで支援し合うというのも難しいのではないかと出されまして、それはそうかなというふうにも思いますので取り上げたんですが、今のお話だとかなり広範囲からの支援を想定しているということだと思うんですが、県外からの支援というのも考えていてよろしいんでしょうかね。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） この前の岩手・宮城内陸地震のときも、当然、岩手と宮城、栗原、大崎が中心だったんですけども、実は山形からも応援部隊が入っていました。山形県さんの方も、やはり、ある一定期間支援して、今度は県内の各団体の給水、山形県が帰ってもらった後、県内の自治体がもう一回バックアップ体制を敷いたという内容でございます。柴田町の場合には大崎、それから栗原、金成と鳴子、上ノ原とってかなり畜産関係の多いところに給水の応援をしたということです。県外からも当然検討しなければいけないというように思っております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） そうすると、都道府県の壁を越えた形での支援マニュアルができあがっているというふうに考えて構わないですね。それは確認できればいいです。わかりました。ありがとうございます。

それでは、ライフラインの問題については以上です。

今度は、今までは災害の復旧の問題について聞いてきたんですが、ちょっと順序が逆になるんですけども、直近で水害の被害があったので、そのことについてもお伺いしたいというふうに思います。

今回の大雨による水害、8月31日の大雨に伴う水害ですけども、その前日からのかなりの雷雨の被害もあって、職員の皆さんも相当緊張されていたのではないかなと思うんです。私も連日ずっと気象庁の雨量情報や、それから国土交通省の河川の水位や、あるいは雨量計の情報などもずっと注意しながら見ていたんですが、今回の災害の対策の打ち方についてやはり見直しをしなければならぬんじゃないかなと思う問題点が一つ感じたんです。

というのは、今回気象情報で大雨洪水警報が出されたのが8月31日のたしか3時50分ぐらいだったと思うんですが、ただ、実際に柴田町内で雨が激しくなって道路が冠水しているよという情報になってきたのは、現地の、特に私が確認したのは船岡西2丁目の住民の方に確認したんですが、やはり水が上がってきたのが2時台だよというふうに言われました。あと、西住の地域に住んでいる方にも伺いましたが、やはり雨がそのころから激しくなって、既に大雨洪水警報の出されたときには、かなりの水が上がっていたというお話を聞きました。

それで、その点では今回非常に町として、例えば災害警戒本部から対策本部への切りかえ、職員の招集対象をいつ広げるかという点での判断が非常に迷う事態だったのではないかなと思うんですが、その辺で、災害警戒から対策に移るその判断をどのように考えるかということ、まずお伺いしたいと思うんですが。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 災害が起こりまして災害警戒本部、それ以上被害が大きくなると思われる場合は災害対策本部という形の設置になります。今回の大雨につきましては、雨の被害ということで対策本部までは行かず、地域産業振興課、あと都市建設課、総務課ということで部分的に対応という形でとらえました。現実的には、ほかの被害等にも少なく、道路、あとは小規模な崖崩れ等でございましたので、全員集めることも、まして夜中3時、4時ころでございました。私のところにも警備員の方から電話が入ったのが午前3時ということでございまして、反対に広げて大きくなるよりも、まず都市建設課、地域産業課で出ておりますのでそちらの方で対応して、明るくなりつつあるときにその被害の状況によって対策本部という形で取らせていただきました。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 自治体の判断としてはそれほど大きな間違いではないというふうに思うんですが、ただ現地の住民にとっては、今回の町の対応は遅かったという声が非常に聞かれているんです。その意味で、例えば、今回の水害の場合の判断の基準について、やはり気象庁や国土交通省なんかの出す気象情報、特に、警報関係がリアルタイムで出されていないとか、今回も一番柴田町で雨がひどかった2時台を気象庁のデータなんかで見ても、柴田町は雨量がそれほど多く出ていないんですよ。丸森や角田の方が表示では真っ赤になっていて、かなりの雨量が降っているという表示になっていまして、その意味では判断の基準が気象情報だけだと非常に苦しいなというのを今回感じたんですね。

ですから、その意味で、今後判断の基準をどこに置くかという点について考えておられることがあればお伺いしたいんです。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 今回の31日未明から降り出した雨につきましては、俗に報道等でもいわれているゲリラ豪雨ということで、予期せぬ、気象庁の方でも大体何時ころどこに降るかという予想がしづらいという形の豪雨でございました。そういった点で午前2時から3時、3時から4時までの時間雨量が柴田町で28.5ということでの雨量で、一気に冠水になったということでございます。

柴田町のその低地につきましては、時間雨量が15ミリを越えると冠水が出るということで、大体そのような形が今までの状況から推測されます。ですから、時間当たり15ミリ以上降るだろうという形になればそれなりの体制ということで、それぞれ自宅待機なりの対応、あと業者の方には機械の準備という形で対応はさせていただいております。この前も大雨警報が出ました。時間当たり40ミリから60ミリという形でありましたので、早速、都市建設課の方で業者の方にポンプの手配、いつ降ってもいいような形ということで、すぐでも稼働できるような体制という形で準備をさせていただきました。幸いにして雨は降らなかったもので準備の分むだになりましたが、そういった対応をこれからしていかなくはならないだろうという形で考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） その意味では、気象庁の予報だけではなく、実際に人の目で確認するという作業が必要になるのではないかなと。例えば、担当課の職員だけでやっていると、例えば連日、長期間雨が降っている場合なんかずっと緊張しっぱなしで相当疲労も蓄積される

し、判断も鈍るということもあると思うので、常日ごろから、例えば担当課の職員以外でも被害が予想される地域の近隣に住む人をお願いをしておくとか、あるいは、現地に住んでいる方の中で被害を實際の目で見て通報してもらう人を決めておくとか、そういうネットワークを組むことはできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 情報の収集につきましては、関係ある課だけではなくて、職員の方にも研修をさせていただいております。というのは、低地が柴田町においてはここ、ここだよということで、その近くに住んでいる方につきましては、自宅にいる場合、雨が多ければ見ていただいて報告をしていただくという形をお願いをしております。あと、消防団も低地の地域においては、雨が多いような状況であれば自主的に回っていただいて情報を集めるという形で対応はしておりますが、なお一層、行政区長さんも通してそういった情報の収集に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） それで、もう少し具体的な事例でお伺いしたいんですが、私は、今回は西2丁目の被害について現地住民といろいろ対話をしたりして聞いてきました。西2丁目の冠水地域、これもずっと前から同じ場所が、そして同じ世帯の方が被害を受けているということで、前々から改善の要望が出ているというのは皆さんご存じの部分だと思うんですが、その意味で、今後の西2丁目の対策をどのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今議員がおっしゃったように、船岡西2丁目並びに大住、2地区についてはもう十数年来、20年近くなるんですが、同じ状況になっております。槻木につきましては、昨年ですか、固定排水ポンプを2カ所につけてございますのでそれなりの能力を発揮してございまして、31日の雨については、やはり降雨量が結構あったということで、一時冠水被害があったんですが、稲荷山の引き方で大分、ヤマプラスのところですね、あけた結果に基づいて引き方が早かったということがございますので、今、心配される箇所につきましては、船岡西2丁目と大住の2カ所でございます。

確かに現状から見るとかなりの沈下も発生してございまして、側溝改修、以前にはやったんですが、それでも追いつかない状況で沈下が進んでいるという現状です。最終的には、自然

流下では流れないものですから、やはり固定排水ポンプをつけざるを得ないのかなというふうに思っています。さきの開会日の折にも町長の町政報告の中で災害報告をいたしました。その際もお答えしたんですが、やはり固定排水ポンプをつけた上で、冠水被害の軽減を図っていくということを早めにやらないと同じ被害が、逆に沈下はまだ進んでいますので、被害が拡大する恐れもあるんですよね。やはり強制的な排水を計画する方向で進めていかなければならないというふうには考えております。

ちなみに、急に水が上がる原因なんですが、やはり船岡用水と、あと、鷺沼の排水の水位高、それによって大分変わるものですから、やはり鷺沼ですと、ご存じのとおり大河原南小学校の流域から来て、大きな排水路は、あれ、1カ所しかないんですよ。もう一つございますのが船岡用水だけでございます。船岡用水は内親堰から来てございますので、流域も長いんです。ですから、白石周辺で降った雨が柴田まで引っ張ってきているということがあって、急激に上流側で降った雨が、柴田に約3時間から4時間後にその影響が出てきまして、そこに本町に降った雨がプラスになりますと、排水断面が、もう、いっぱい、いっぱいになってしまうんですね。そうしますと、当然自然流下は無理でございますので、その流れない部分が当然低地の部分にたまっていくということでございます。それは、大住も鷺沼が満水になって低地の方に、高いところから低いところに流れるんですが、逆に用水の高さが高くなって宅地側の大型水路が低いものですから、逆に自然流下で下りないということでございますので、先ほど申し上げたように、もう機械排水ポンプの固定のものをつけざるを得ないだろうというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 具体的な設置ですが、大住についてはまだポンプはついていない……ついでに……つけて。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 2カ所ついてございます。一番末流側に、ちょっと口径が小さいんですが、3インチが入ってございます。それがやはり今の雨の状況から言うとかかなりの冠水被害が出ておるものですから、その部分に何とか大きいサイズの排水ポンプをつけて、下流側の自然勾配の流れる位置ぐらいまで強制的に配管して落とすしかないだろうというふうに考えております。

今現在もう一カ所あるのは、ちょうど西住の集会所がございまして、公園のわきに。その

ちょうど丁字路部分に固定排水ポンプはついているんですが、能力的には6インチダブルはついているんですけども、あのエリアから言うと、なかなかそれだけの排水能力では消化しきれないという状況でございますので、まず、上流側の冠水する水をできるだけ早く下流側に、鷺沼が上がる前が一番いいんですが、押し込んでやって、中間部分に今度は移動排水ポンプを直営なり、業者委託なりして、早め早めに落としてやるという方法をとらざるを得ないだろうというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 済みません。私の勘違いでした。

それと、船岡西2丁目の方のポンプが現在もついていますけれども、ただやはり口径が少し小さいので、あそこも大きくする必要があると思うんですが、具体的にどのような計画でそれを進めていくかということをお伺いしたいんですが。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 20年度当初予算でも、何とか排水の被害を軽減させようということで、逆支弁をつけようということの計画をしたんですが、ちょっと高さをはかったところ、大分、雇用促進住宅の方から下りてくる道路側に幹線の排水があるんですが、かなり住宅側といいますか、沈下しているエリアの方に向かって現在も沈下が進んでいるという状況でございますので、逆支弁をつけてもなかなか下りないだろうということから、今回同じような形でつけるよりは、冠水状況を見ながら、高さによって、小さな水門なんですけど、それをつけて調整しながら、自然流下で流せるのであればその調整でもって流そうかということで計画しております。

今お話があったように、それだけで間に合うのかということでございますから、当然、幹線水路が満杯並びに船岡用水の新町排水になるんですが、それが満水になれば当然水は乗りませんから、それらについては、現在、4インチダブルで入っているんですが、それについては、やはり、倍ぐらいの能力の排水ポンプをつけないとはいけないだろうというふうに思っております。エリア的には旧旭ヶ丘団地、城址公園の一部も入ってくるんですが、それから雇用促進住宅の一部、あとお寺さんの山の部分等々が入りますので、かなりの流域面積になるかと思っております。ですから、その面積を再度概算でも出してみても、降雨量のある程度想定した上で、どれだけのポンプが必要かを再度計算させていただいてサイズは決定したいと思うんですが、倍ぐらいは必要だろうというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 当該行政区の住民からはグレーチングを増設してもらえばいいんじゃないかという要望が出ていたと思うんですが、グレーチングよりも水門の方が効果があるというふうに考えるわけですか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 私も住民の方からお話を受けたときには、冠水被害が発生した状態で、今現在ある側溝のふたを一、二カ所あけると下りるんだというお話は聞いております。それは一番低い場所が、集会所からちょっと南側に行った丁字路付近の部分がやはり70センチメートルぐらい冠水するというので、幹線水路からいうと一番南側になるんですか、被害家屋の一番突き当たりの水路が、ある程度断面的に水位が上がっていない状況下においては有効だというふうに考えております。その部分に、今回はそのままの取りつけで幹線道路に側溝をつけておりますので、そこに逆支弁のかわりに水門をつけて、高さを見ながら自然排水で流れるのであれば、それで調整してやってみようということを考えております。やはり路面排水、なかなか側溝のふただけで路面の排水が有効なのかということもございまして、ちょっとそれについてはポンプの計画にあわせながらどこが有効に働くか、グレーチングの位置も決定して、2カ所ぐらいは必要なのかなというふうに思っていますが、一応現状を再度確認しながら、位置については決定していきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） わかりました。ありがとうございます。

次に、地震と水害の複合的な災害のことについてお聞きします。

やはり町長のご答弁にもあったとおり、今の現状からすればいつ地震があってもおかしくない。そして、またそれが先日のようなゲリラ豪雨のさなかに起こってもおかしくないというのは当然想定されるわけです。地震災害の後の豪雨ですと、例えば、被害をあらかじめ想定して、例えば今回の岩手・宮城内陸地震の場合も、大雨洪水警報の基準を下げた早めに警報を出すとかそういう対策を今とられているというふうに思うんですが、実際にそのさなかに起きた場合に、二重三重の障害が起きてくるのではないかなと思うんです。例えば、地震によって通信手段が遮断されているときに水害の危険性が高まっていると。そして、実際に道路が冠水して、通信手段が使えないのに移動手段も使えないというような事態も考えられな

くはないと思うんです。こういう対策の場合というのは、やはり最も最悪な部分を考えて想定しておくということが必要だというふうに思いますので、その意味では、例えば、とっさに避難勧告等が必要な場合、例えば、阿武隈川や白石川の河川堤防がそれぞれ地震によって通常よりも低い水位でも決壊の危険があるなんていうことが想定される場合もあります。地震の規模や被害によって。そういう場合の対策というのは、どのようにシミュレートしているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 地震によって水害が起こる確率が高くなると思います。そのとおりだと思います。普通のゲリラ的なものであれば部分的な被害という形になりますが、台風等によれば、今、広沢議員がおっしゃったように、堤防等の決壊等の恐れ、かなりの大雨が降れば予測されます。そういったことにつきましては、情報の伝達ということでこちらの方から消防団の方に、水防団の方に無線でいち早く呼びかけまして、巡回をしていただくという形をお願いしてございます。

情報の伝達につきましては、その無線が受信できるかどうか、届くかどうか、その辺もありますので、先月の末、無線の通信テストもしてございます。改善センターをベースにしてどこからどこまで続くかと。あと、最悪、太陽の村にアンテナを立てて、そこからであればどこまで飛ぶ、そういった形でテストをさせていただいております。太陽の村においては、ほぼ全町が把握できるということになりますので、そういったおそれがあれば、太陽の村にベースを設けて、そこから役場なり消防団なりと一緒に連絡するという形で、その情報の伝達が一番大事だろうと思っています。やはり一番最初をお願いするのが消防団だろうという形で考えています。この前の31日の大雨につきましても、山沿いの消防団の方にこちらの方から呼びかけまして、土砂災害警報が出ているということで地域を巡回してくださいと。その土砂崩れの前兆となるような石ころが落ちているとか水がしみ出ているとか、そういった状況が見られたら連絡くださいという形をお願いしてございます。一番の対応としては、まず情報の伝達をして、地域の行政区長さんも含めて消防団を通して情報を集めたいという形で、それに基づきまして、必要に応じて避難勧告等を出していくという形になろうかと思っております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 以前の洪水の被害で、愛知県の岡崎市でしたか、避難勧告がおくれて被

害を出したということがありました。そういう部分では、例えば複合的な災害が起こった場合に、非難の基準を下げるなんていう判断も必要ではないかなというふうに思うんですが、要するに通常は被害を受けないと思われる範囲であっても、地震災害の後に非難基準を少し厳しくするという事も考えられると思うんですが、その辺は考えておられますか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） それは河川等であればある程度の水位が把握はできます。ただ、土砂災害等にはなかなかできませんので、先ほども言ったように、そういった状況で消防団等に見回っていただきまして、それなりのちょっとした兆候でもあれば基準を下げて、やはり住民の方の安全を守るべきだということで考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） わかりました。実際にこれまでは余りなかったんですけども、これから十分予想されるわけですので、その辺のシミュレートも含めて、ぜひ円滑に、実際に起こったときに判断に迷わないように準備を進めていただければなというふうに思います。その上で、私も少し勉強しながら、ご提案も含めていろいろ意見交換もしていきたいなというふうに思います。

では、次に移ります。

大項2問目の3町合併と合併協議会の運営の問題についてお伺いします。

町長にも同じ考えだというふうに言っていただきました。やはり今回の3町合併の場合には、明らかに違うのは、前回と根拠となる法律も変わっております。そしてまた、国の地方制度調査会でも平成の大合併を住民の目線で検証する必要があるということを経済報告書で出されているぐらい、検証しなければならないという機運が出されています。その意味でも、今回の3町合併についてはきちんと検証する、これまでやってきた先進事例を町長がおっしゃるとおり検証するということが重要ではないかなというふうに思います。

その意味では、この間、例えば町のシンポジウムで南三陸町長さんをお呼びしてお話を聞いたり、あるいは町の行事ではなかったですけども、さくら青年会議所さんが登米の市長さんでしたか、をお呼びしてお話を聞いたりということがあったので、ぜひ、この1町1市にとどまらずに、例えば、県北の九つの合併自治体全員の首長さんに意見聴取をしてみるという取り組みをしたらいかがかなというふうに思うんですが、町長、そういう点はいかがでしょう。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 県の方で18年度と19年度で旧の合併した自治体に職員を派遣して、行政並びに住民から意見を聞き取りして、その成果を報告いただいているところなんですね。ところが、県の方に合併の検証をしてくれと言うと、合併の効果は長期的なスパンでないといわれないと、こういう話をするんですね。長期的スパンであれば加美町はもう5年を過ぎているわけですから、加美町を対象に合併の検証をしてほしいと言うと、それは、はっきりうんとは言わないんです。回答は、18年度と19年度やりましたと。何か県の方は矛盾しているんですね。合併効果は長いスパンでないとい検証できないと一方で言うおきながら、じゃあ旧団体はどうなんですかと言うと、18年度と19年度やりましたと。

ですから、ここら辺は、やはり、その時々で合併の検証というのは変わってくると思います。ですから、県がもし、長期的に合併検証の効果を把握しなければならないと言うのであれば、まず加美町を対象に、私は行政サイド、一番は住民サービスがどうなったか、地域の経済がどうなったか、そこを検証するのが県の役目だろうと。これは実は知事に対しても9月1日に申し上げておりますし、市町村課長にも再三公式の場で申し上げておりますが、なかなか、何か怖いんでしょうね。住民の意見が。というふうに私は解釈をしております。青森県、岩手県、それから福島県で合併のアンケート調査をしております。宮城県がやらないはずはないので、法定協議会では、ぜひ、合併の検証と合併の満足度調査、これをやるように、たまたま県の方からも法定協議会の委員が来ますので、訴えていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 実際の協議会での検証作業と同時に、町民の間からは、やはり動きが見えないと困ると、情報を提供してほしいという声が、一人や二人ではなく聞こえてきます。例えば、先日、私たち議員の中で議会懇談会を町民の方に参加していただいてやったわけですが、その中でも複数の会場で同じような、要するに情報提供をしてほしいと、正しい情報を提供してほしいという声が出されています。この間、議員とそれから町民の自主的な団体、推進をしようという方々、それから慎重に考えておられる方々のそれぞれの情報提供という点では宣伝物も出されてきています。町民の中でそれが十分、不十分かは、評価はいろいろ分かれるところではありますが、曲がりなりにもそろい踏みになってきている部分はあります。

それで、もう一つ町民の中から要望として私が聞いているのは、町として、例えば、前回の合併の議論のときでありますと、合併した後の自治体の財政のシミュレーションとかそういう部分を出していただいた記憶があるんですけども、そういうような情報提供について、町として今後考えるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 合併した後の町の財政シミュレーションを柴田町が要請するというのはなかなか難しいので、やはりこういうときには広域行政をやっている県の市町村課が積極的に市町村の財政を指導する立場にありますので、市町村課の方で合併した後の財政状況がどうなっているのかというのを正しく情報提供してもらうように、要求していくのが私は筋ではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） それと、この問題でもう一つですが、私は、これは非常に重要だというふうに考えているんですが、法定協議会で何か物事を決める際に、4分の3条項という、先ほどのご答弁にもありましたが、前回の合併協議会の中ではそこが決められて、それが、やはり議論を進める上でかなめになっていたというふうに私は考えるんです。なぜかと言いますと、やはり今回の3町合併の場合には、法定協議会の中にはそれぞれの町から9人ずつ法定協議会の委員を送り出すわけですけども、これが例えば物事を決めるときに過半数というふうに仮に基準を決めた場合には、三つの町のうち、二つの町が例えば相談をして同じ結論を出そうといった場合には、もう一つの町が法定協議会委員すべてが反対の意見を持っていても、それを覆すことができないというような非常に偏った結論を押しつけかねない、そういうおそれを持った内容になってしまうということで、今回も、ぜひ、この4分の3条項を合併法定協議会の申し合わせ事項の中に盛り込んでいただきたいというふうに考えておるんですが、その意味で、今、どういう話し合いの状況になっているのか、町長、わかるところで教えていただきたいんですが。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 合併協議会で4分の3条項を使っているようでは、合併はうまくいきません。正直言ってですね。やはり全会一致でやれるようなことでなければ、合併した後も町の一体感というのは生まれるはずがないんですね。というふうに思っております。

ですけども、この4分の3条項については、正副会長では、まだ、一切触れておりませ

ん。きょう会議がございます。その中で出るのかわかりませんが、一切まだ検討はしておりません。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 先週の金曜日のこの議会の冒頭でも、柴田町議会として、やはり合併協議会の民主的な議論を保証するための見識を我が議会としては示した結果になりました。その意味では、そこも含めて今回の合併協議会について民主的な議論が進められるよう、やはり合併に当たってその是非の判断をする場合には、あくまで必要なのは町民の目線できちんと議論を進めていただくということが重要でないかなというふうに思うんです。それと同時に、議論を途中で打ち切ろうとするようなことがありますと、例えば、今、現状でどういう、例えば推進を望んでいる方がどれぐらいで、慎重に考えるべきだというふうに考えている方がどれぐらいの構成比になるかというのは、全町の合併の委員が選ばれていませんので想像はつかないんですが、その中で前回議論をしたんだから、それでいいじゃないかという議論も出かねないなと私は心配しておるんですが、その点について、町長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 前回と今回の合併を取り巻く環境、自治体を取り巻く環境は全然違うということでございます。というのは、先ほど申しましたように、国の支援策が、合併特例債というのが、もう、すっかりなくなったという事情がございます。それから、その間に三位一体改革が行われて、地方交付税の総額、合併してもしなくても減ってきているということでございます。総額が減るということは、合併特例債を使って借金をしたところの財政が苦しくなっているという現状がございます。それから、違うのは、先進自治体が旧自治体、最高で加美町の6年目、ほかは3年目に入って検証ができるということでございます。

そうしたときに私の耳に入ってくるのは、お盆を通じて、これは県庁職員でございますが、仙台に住んでいる方が実家に帰ったときの話を、この間、県庁をずっと回って聞きましたけれども、表向きは知事が合併を推進しているので言えないけれども、本当の話をすると、合併してよかったというじいさん、ばあさん、両親からの声が聞こえてこないというのが私の耳に入ってきているところなんです。ここも違ってきているということでございます。

それから、柴田町はおかげさまで、大河原の反対によりまして、みんなで危機を乗り越えたということで、財政調整基金、決算で9億円出して、将来に不安はなくなったと、赤字を出

す必要はなくなったと。ですから、大きく3年で変わっております。

ですから、その点を踏まえまして56項目だったですかね……53項目については、当然、その自治体を取り巻く環境が違っております。柴田町は財政がよくなりました。ほかの自治体はどうなっているかわかりませんが、そういうところを踏まえて、将来の各町の財政シミュレーション、それをもち寄った合併の財政シミュレーション、これは当然につくっていかなければならない。

それから、一番町民が知りたいのは、本当に合併のメリット、デメリット、これは一般論としてあります。ですけれども、柴田町にとってメリットは何なのかというと、もう見えなくなっております。そこをやはりお知らせをしていかなければならないということですから、前回議論をしたからいいというような発想ではうまくいかないのかなというふうに思っております。

先ほど56項目と申し上げましたが、54項目に訂正をさせていただきます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） わかりました。この場を借りてですけれども、今回、我が議会からも議長を含めて3名の方が合併協議会に参加されます。そして、町長ももちろん参加されます。その意味では、ぜひ民主的な議論を貫いて、そして、町民の目線で判断をできる議論を進めていただきたいなということを最後に要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） これをもって1番広沢 真君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時09分 散会